

福岡医発第2143号(地)

平成16年 3月 5日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 関原 敬次郎



防衛庁防災業務計画の修正について(通知)

早春の候 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、防衛庁長官より通知がなされた旨、別添のとおり福岡県総務部消防防災課より連絡がありましたので、ご参考までにお知らせいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎



(公印省略)

15消第10049号

平成16年2月13日

福岡県防災会議委員 各位

福岡県総務部消防防災課長
(福岡県防災会議事務局)

防衛庁防災業務計画の修正について(通知)

このことについて、別紙のとおり防衛庁長官から通知がありましたので、下記の通り送付します。

記

- 添付書類：
- ・防衛庁防災業務計画
 - ・参考1「都市部、山間部及び島嶼部の地域で発生した災害並びに特殊災害への対応について」
 - ・参考2「都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表」
 - ・防衛庁防災業務計画新旧対照表

担当：防災係 森山
電話：092-641-4734
FAX：092-643-3117

防 衛 庁 防 災 業 務 計 画

防 衛 庁
1 6 . 1 . 2 1

目 次

第一 総則

1	計画の目的	1
2	用語の定義	1
3	防災業務実施の方針	1

第二 災害に対する準備措置

1	情報の収集・連絡	3
2	関係機関との連絡調整	3
3	災害派遣等に係る計画の作成	3
4	防災に関する教育訓練	4
5	防災関係資器材等の整備、点検	4
6	隊員の態勢	4

第三 災害時における措置

1	災害派遣等初動の準備	4
2	災害に係る第1次情報等の収集等	5
3	活動態勢の確立	5
4	通信の確保	6
5	予報及び警報の伝達に対する協力	6
6	災害派遣の実施	6
7	災害派遣時等における広報	8
8	災害派遣時に実施する救援活動	8
9	災害派遣時等の権限	9
10	被災地域内の自衛隊病院等における医療活動	9

第四 大規模災害時の措置

1	内閣、非常災害対策本部等に対する輸送協力等	9
2	非常本部等への連絡員の派遣及び対策本部等の設置等	9
3	大規模災害時の日報	10
4	大規模震災についての特例	10

第五 東海地震防災強化計画

1	地震防災派遣計画の作成	10
2	地震に関する情報等の収集及び伝達	11
3	東海地震注意情報が発表された場合の措置	11
4	地震災害警戒本部の設置	11
5	地震防災派遣の実施	11
6	災害派遣の準備	12
7	防災応急対策の実施	12
8	地震防災派遣時の権限	12
9	地震防災に関する教育訓練	12

第六 原子力災害時の措置

1	原子力災害派遣の実施	12
2	原子力災害に係る部隊等の派遣	14
3	原子力艦の原子力災害に係る措置	15
4	被ばく線量の指標及び放射線防護対策	15
5	原子力災害に関する教育訓練	16

参考 1：都市部、山間部及び島嶼部の地域で発生した災害並びに特殊災害への
対応について

参考 2：都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表

防 衛 庁 防 災 業 務 計 画

第一 総則

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項及び第37条第1項並びに大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定に基づき、防衛庁が防災に関してとるべき措置を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この計画において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に示すとおりとする。

- (1) 「長官」とは、防衛庁長官をいう。
- (2) 「都道府県知事等」とは、都道府県知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部長及び空港事務所長をいう。
- (3) 「警戒本部長」とは、大規模地震対策特別措置法第11条第1項に規定する地震災害警戒本部長をいう。
- (4) 「原子力本部長」とは、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。
- (5) 「関係機関」とは、災害対策基本法第2条に規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに地方公共団体をいう。
- (6) 「部隊等」とは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第8条に規定する部隊等をいう。
- (7) 「指定部隊等の長」とは、自衛隊法第83条第1項及び第2項の規定により、都道府県知事等から災害派遣の要請を受け、又は災害派遣を命ずることができる部隊等の長をいう。
- (8) 「大規模震災災害派遣実施部隊の長」とは、指定部隊等の長のうち大規模震災時において災害派遣を実施するものをいう。
- (9) 「防災派遣実施部隊の長」とは、大規模地震対策特別措置法第3条の規定により指定された「東海地震」の地震防災対策強化地域において、自衛隊法第83条の2の規定により、地震防災派遣を実施する部隊の長をいう。
- (10) 「原子力災害派遣実施部隊の長」とは、原子力災害対策特別措置法第1

5 条第 2 項の規定により公示された緊急事態応急対策を実施すべき区域において、関係機関が実施する緊急事態応急対策を支援するため、自衛隊法第 8 3 条の 3 の規定により、原子力災害派遣を実施する部隊の長をいう。

3 防災業務実施の方針

防衛庁の防災業務は、自衛隊法第 8 3 条に規定する災害派遣、同法第 8 3 条の 2 に規定する地震防災派遣及び同法第 8 3 条の 3 に規定する原子力災害派遣によって対処するものとし、次の一般方針に基づいて実施する。

(1) 災害派遣

ア 災害派遣については、平素から関係機関特に地方公共団体と密接に連絡及び協力し、災害に際しては、都道府県知事等の要請を受けたときは要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて、長官又は指定部隊等の長は部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣することを原則とする。また、要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

イ 救援活動の実施にあたっては、関係機関特に都道府県知事等と密接な連絡調整を保ちつつ、自衛隊の特性を発揮して人命救助又は財産の保護に当るが、必要に応じて適切な予防派遣を実施し、被害の発生又は拡大の防止に努める。

ウ 災害派遣は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終わるまでを限度とする。

(2) 地震防災派遣

ア 地震防災派遣については、関係機関と密接に連絡及び協力して計画準備し、警戒本部長の要請により、長官が部隊等を派遣する。

イ 支援活動の実施にあたっては、長官は警戒本部長と、防災派遣実施部隊の長は関係機関特に地震防災対策強化地域を含む都道府県の知事と、それぞれ密接な連絡調整を保ちつつ、自衛隊の特性を発揮して関係機関の行う地震防災応急対策の支援に当たる。

ウ 地震防災派遣は、大規模地震対策特別措置法第 9 条第 1 項に規定する警戒宣言に係る大規模地震が発生したとき、又は同条第 3 項に規定する警戒解除宣言が発せられたときまでの間において実施するものとし、発災後は大規模震災時における災害派遣により対処する。

(3) 原子力災害派遣

ア 原子力災害派遣については、平素から関係機関と密接に連絡及び協力し、原子力本部長の要請により、長官が部隊等を派遣する。

イ 支援活動の実施にあたっては、長官は原子力本部長及び原子力災害現地対策本部と、原子力防災派遣実施部隊の長は関係機関特に関係都道府県知事と、それぞれ密接な連絡調整を保ちつつ、自衛隊の特性を発揮して人命救助又は財産の保護に当たるが、必要に応じて適切な予防派遣を実施し、被害の発生又は拡大の防止に努める。

ウ 原子力災害派遣は、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 4 項に規定する原子力緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、実施するものとする。

(4) 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の連携及び統合運用

災害派遣、地震防災派遣又は原子力災害派遣（以下「災害派遣等」という。）において、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊のうち、いずれか 2 以上の自衛隊の部隊等が活動する場合には、相互の連携を密にし、効率的かつ効果的な実施を図る。

なお、防衛庁設置法（昭和 29 年法律第 164 号）第 26 条第 1 項に規定する場合であって、出動時以外において統合運用が必要な場合を定める訓令（平成 11 年防衛庁訓令第 13 号）(2)に該当する場合においては、統合幕僚会議において統合運用に係る調整を実施するものとする。

第二 災害に対する準備措置

1 情報の収集・連絡

(1) 情報の収集・連絡態勢の整備

災害による被害が、被災地方公共団体等の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関特に都道府県知事との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換要領の明確化など態勢の確立に努める。

また、部隊等においては、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、情報収集・連絡態勢の整備を図る。

(2) 通信手段の確保

災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保に努める。

(3) 防災関係資料の基礎調査

指定部隊等の長、大規模震災災害派遣実施部隊の長、防災派遣実施部隊の長及び原子力災害派遣実施部隊の長（以下「指定部隊等の長等」という。）は、災害派遣等の計画、準備及び実施を適切かつ効率的に行うため、関係区域について次に掲げる防災関係資料の基礎調査を実施する。

- ア 一般地誌（山系、水系、地質、交通、通信等）
- イ 災害発生状況に関する統計資料
- ウ 災害発生予想に関する資料（気象、海象、地震、常習的地盤崩壊地の表層、地質その他災害の種類、発生時期及び程度の予察並びに判断に資する諸資料）
- エ 災害防止施設の種類、分布、強度等
- オ 関係機関の災害救援計画

2 関係機関との連絡調整

災害派遣等における救援活動及び支援活動が円滑かつ効率的に行われるよう、平素から関係機関と次のとおり密接に連絡調整する。

(1) 中央における連絡調整

中央においては、中央防災会議、同幹事会及び同主事会議の開催時その他必要に応じて随時、平素から災害派遣等に関して関係機関と連絡調整する。

(2) 地方における連絡調整

地方においては、都道府県防災会議の委員たる部隊等の長が主担任となって、都道府県防災会議の開催時、協同訓練実施時その他必要に応じて随時、平素から自衛隊の災害派遣等の目的、救援の程度、所在部隊の能力その他災害派遣に関して必要な事項について関係機関と連絡調整する。

3 災害派遣等に係る計画の作成

- (1) 指定部隊等の長は、災害派遣の実施を迅速、適切かつ効率的に行うため、災害派遣に係る計画をあらかじめ作成する。この場合において、指定部隊等の長は、関係する都道府県知事等と密接に連絡調整を行うものとする。
- (2) 統合幕僚会議は、あらかじめ想定される大規模震災について、長官より示された指針に従い、統合幕僚会議の大規模震災災害派遣に関する計画及び地震防災派遣に関する計画を作成するものとする。
- (3) 幕僚長は、あらかじめ想定される大規模震災について、長官より示された指針に従い、統合幕僚会議が作成した大規模震災災害派遣に関する計画に準拠して陸上、海上又は航空自衛隊の大規模震災災害派遣に関する計画及び地震防災派遣に関する計画を作成するものとする。
- (4) 大規模震災災害派遣実施部隊の長は、災害派遣計画をあらかじめ作成する。この場合において、大規模震災災害派遣実施部隊の長は、関係する都道府県知事等と密接に連絡調整を行うものとする。
- (5) 地震防災派遣実施部隊の長は、地震防災派遣計画をあらかじめ作成する。この場合において、地震防災派遣実施部隊の長は、関係する都道府県知事

等と密接に連絡調整を行うものとする。

(6) 原子力災害派遣実施部隊の長は、原子力災害派遣計画をあらかじめ作成するものとする。この場合において、原子力災害派遣実施部隊の長は、関係する都道府県知事その他関係する機関と密接に連絡調整を行うものとする。

(7) 以上の計画作成に当たっては、政府として行うべき防災活動について定められた計画等を踏まえるとともに、指揮所訓練を含めた訓練の実施等を踏まえ、随時適切に見直し、改善していくものとする。

4 防災に関する教育訓練

指定部隊等の長等は、災害派遣等が迅速かつ適切に行われるよう、次のとおり防災に関する教育訓練を実施する。

(1) 災害派遣等に係る計画に基づき、各部隊等の特性に応じた各種災害救助訓練を行う。

(2) 国又は地方公共団体等の主催する災害救助訓練、水防訓練、防災研究会等に積極的に参加し、相互の能力の理解に努めるとともに協同要領等に関して訓練を行う。

(3) 隊員に対し、それぞれの任務、役割等に応じた防災に関する教育を行う。

5 防災関係資器材等の整備、点検

(1) 救援活動を円滑かつ効率的に実施するために必要な救助用資機材を始めとした防災関係資器材等の充実に努める。

(2) 部隊等の長は、当該部隊等に係る救助用資機材その他の防災関係資器材等の保有状況を把握し、平素から十分に整備するとともに、梅雨期、台風期その他災害多発期前には点検を実施して災害派遣等に備える。

6 隊員の態勢

部隊等の長は、当該部隊等の隊員の非常参集態勢の整備を図り、隊員に周知するなど災害派遣等に備える。

内部部局、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び統合幕僚会議事務局においても非常参集態勢の整備を図り、隊員に周知するなど災害に備える。

第三 災害時における措置

1 災害派遣等初動の準備

指定部隊等の長等は、災害発生が予測される場合には、直ちに要請に応じられるよう、次のとおり災害派遣等初動の準備を実施する。

(1) 災害派遣等準備態勢の強化

情報収集・連絡態勢の強化、待機勢力の指定及び増加、資器材の準備等災害派遣等初動の準備態勢を強化する。

(2) 連絡員の派遣

都道府県その他必要な関係機関に連絡員を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡調整を図る。

2 災害に係る第1次情報等の収集等

(1) 情報の収集

ア 気象庁、他部隊等から、震度5弱以上の地震発生との情報を得た場合、当該震度の地震発生地域の近隣の対象部隊（自衛隊の災害派遣に関する訓令（昭和55年防衛庁訓令第28号）第25条の規定により航空機を待機させている部隊及び航空救難に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第56号）第3条に規定する専任部隊をいう。以下同じ。）の長は、速やかに、航空機等により、当該地震の発生地域及びその周辺について、目視、撮影等による情報収集を行うものとする。

イ アの場合において、対象部隊以外の部隊等についても、必要に応じ、航空機、艦艇等により情報収集を行うものとする。

ウ ア及びイの場合において、情報収集を行う部隊等の長は、情報収集の適切かつ効率的な実施を期するため、相互に緊密な連絡をとりあうものとする。

(2) 情報の伝達

(1)に基づく情報収集により得られた情報は、次の方法により速やかに伝達するものとする。

ア 防衛庁内部における伝達

部隊等は、収集した情報を直ちに中央指揮所の中央監視チームに伝達する（各幕監視チーム経由）。中央監視チームは、当該情報を防衛庁長官、防衛庁副長官、防衛庁長官政務官、防衛事務次官、内部部局及び他の幕僚監部に伝達するものとする。

イ 政府部内における伝達

中央監視チームは、アにより伝達を受けた情報を内閣情報調査室及び内閣府に伝達する。

ウ 関係機関への伝達

部隊等は、収集した情報を、必要に応じ都道府県知事等に伝達するものとする。

(3) その他

部隊等は、必要に応じ、その他の災害に際しても情報収集を行うものと

し、収集した情報は、必要に応じ(2)に準じ伝達するものとする。

その際、(2)イ中「内閣府」とあるのは、海上災害においては「海上保安庁警備救難部」に、航空災害においては「国土交通省航空局」に、鉄道災害においては「国土交通省鉄道局」に、道路災害においては「国土交通省道路局」に、原子力災害においては「文部科学省科学技術・学術政策局又は原子力安全・保安院（ただし、原子力艦の原子力災害については内閣府に伝達する。）」に、危険物等災害においては「消防庁、経済産業省又は厚生労働省の危険物等の取扱規制担当部局」に、大規模な火事災害及び林野火災においては「消防庁」に読み替えるものとする。

3 活動態勢の確立

各自衛隊は、収集した情報等に基づき、災害派遣活動等に必要な活動態勢を迅速に確立するものとする。また、必要に応じ、事前の申合せ等に基づいて他の関係機関の態勢確立の支援を行う。この場合、都道府県知事等からの災害派遣要請受理前においては、関係機関に対する官庁間協力として支援を実施することとするが、関係機関との連絡調整はもちろんのこと、各自衛隊とも緊密に連携を維持するものとする。

4 通信の確保

被災地内の部隊等においては、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信を確保する。このため、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた施設等の復旧を行うとともに、移動通信回線の活用による緊急情報連絡用回線の設定に努める。

5 予報及び警報の伝達に対する協力

災害に関する予報及び警報の伝達について、気象官署、警察、消防等の関係機関から

依頼があったときは、部隊等の能力に応じてできる限り協力する。

6 災害派遣の実施

(1) 要請による災害派遣

都道府県知事等から派遣の要請があった場合の災害派遣は、一般に次の要領で行う。

ア 災害派遣要請の受理の要領

要請の受理の要領は、通信連絡の便否、部隊等の災害派遣実施の担任区分等現地の実情に応じ、指定部隊等の長が要請権者と協議して取り決める。

指定部隊等の長は、災害派遣要請を文書によって受理するものとするが、特に緊急を要する場合は口頭、電信又は電話によって受理し、事後

速やかに文書を提出させるよう措置する。

イ 指定部隊等の長の措置

指定部隊等の長は、派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、単独で又は他の指定部隊等の長と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

また、都道府県知事等から要請しない旨の連絡を受けた場合には、関係する指定部隊等の長に対し直ちに連絡するものとする。

ウ 予防派遣

指定部隊等の長は、災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、都道府県知事等から災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めるときは、部隊等を派遣する。

エ 関係機関等との連絡調整

災害派遣を命じた指定部隊等の長は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、都道府県知事等、警察、消防等関係機関と密接に連絡調整する。

オ 部外者の航空機搭乗

災害派遣中に、災害の救援に関連して部外者の航空機搭乗申請を受けた場合は、現に災害派遣中の航空機の救援活動に支障をきたさない範囲内において搭乗させることができる。

(2) 要請を待ついとまがない場合の災害派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、都道府県知事等の要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に都道府県知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、都道府県知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

指定部隊等の長が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること

(例)

- ・ 災害に際し、航空機（必要に応じ地上部隊又は艦艇等）により、自隊又は他部隊のみならず関係機関への情報提供を目的として、情報収集を行う場合

イ 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること

(例)

- ・ 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が都道府県知事等と連絡が不能である場合に、市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市町村長からの通知を含む。）を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ・ 災害に際し、通信の途絶等により都道府県知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること

(例)

- ・ 運航中の航空機に異常な事態が発生したことを自衛隊が探知した場合に、搜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合
- ・ 海難事故の発生等を自衛隊が探知した場合に、搜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合
- ・ 部隊等が防衛庁の施設外において、人命に係わる災害の発生を目撃し、又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置をとる必要があると認められる場合

エ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

(3) 撤収及び撤収後の措置

部隊等の撤収は、都道府県知事等から撤収の要請があった場合、又は災害派遣を命じた指定部隊等の長が派遣の必要がなくなつたと認めた場合に、災害派遣を命じた指定部隊等の長が命ずるのを原則とする。ただし、災害が大規模な場合においては、都道府県知事等から撤収の要請があった場合を除いて長官が撤収を命ずるとともに、原子力災害に係わる災害派遣の場合にあっては、長官が撤収を命じる。

部隊等の撤収を命じた指定部隊等の長は、撤収後、将来の災害派遣のために必要と思われる事項がある場合は、これを関係機関に連絡する。

緊急を要しない応急復旧又は本格的復旧で自衛隊法第100条に定める要件を満たすものについては、撤収後、土木工事等の委託を受けこれを実

施することができる。

7 災害派遣時等における広報

災害派遣時等においては、被害の状況、自衛隊の活動状況その他必要な事項について、報道機関、被災者、被災地区住民等に対して広報を実施する。

8 災害派遣時に実施する救援活動

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか都道府県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の搜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10)物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」
(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11)危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12)その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

9 災害派遣時等の権限

災害派遣時等の自衛官の権限行使については、自衛隊法及び災害対策基本法(原子力災害対策特別措置法において読み替えて適用される災害対策基本法を含む。)並びにこれらに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。

なお、災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項及び第65条第3項の通知については、原則として、遅くとも当該通知に係る措置をとった日の翌日中に行うものとする。

また、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第24条の掲示を行う場合及び同令第26条第1項の掲示を行う場合には、法令で規定する勤務官署に掲示するだけでなく、他の近傍の部隊等が所在する施設においても掲示するとともに、当該土地建物等及び工作物等の所在した市町村の長に当該掲示に係る事項を通知するものとする。

10 被災地域内の自衛隊病院等における医療活動

被災地域内の自衛隊病院等においては、患者の診察、治療等の医療活動を行うものとする。

第四 大規模災害時の措置

1 内閣、非常災害対策本部等に対する輸送協力等

(1) 大規模な災害が発生した場合、別に定める申合せに基づき、政府調査団のメンバーとして派遣される非常災害対策本部又は緊急災害対策本部(以下「非常本部等」という。)の現地対策本部員に指名された者を、航空機等により輸送する。

(2) 首都直下型等大規模地震が発生した場合、別に定める申合せに基づき、内閣の初動体制の確立を支援するため、内閣総理大臣、内閣総理大臣の臨

時代理となり得る閣僚、内閣官房長官及び防災担当大臣をヘリコプター等により輸送する。

- (3) 南関東地域において大地震が発生した場合、別に定める申合せにより、災害対策関係省庁の防災担当職員の非常参集のため、航空機等により輸送協力を行う。

また、防衛庁中央指揮所に非常本部等及びその事務局を設置する場合には、市ヶ谷庁舎等への立ち入り等において、可能な限りの便宜を図るものとする。

さらに、立川広域防災基地内に非常本部等及びその事務局を設置する場合には、別に定める申合せに基づき、航空機等により輸送協力を行う。

2 非常本部等への連絡員の派遣及び対策本部等の設置等

- (1) 災害の発生に際しては、必要に応じて、別に定めるところにより、運用局に災害対策室（室長：運用局長）又は災害対策連絡室（室長：運用局運用課長）を設置するものとする。
- (2) 内閣府に非常本部等が設置された場合には、原則として内部部局、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部又は統合幕僚会議事務局（陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊のいずれか2以上の自衛隊の部隊等を同時に同一地区に派遣した場合に限る。）（以下「内部部局等」という。）から非常本部等に連絡員（本部事務局員を含む。）を派遣するものとし、当該本部に現地対策本部が設置された場合には、原則として大規模震災災害派遣実施部隊又はその他指定部隊等（必要に応じ内部部局等）から同本部に連絡員（本部要員を含む。）を派遣するものとする。
- (3) 災害が大規模な場合その他特に必要があるときは、防衛庁本庁又は現地に災害対策本部を設置する。当該本部の構成、運営要領等については別に定める。
- (4) 大規模な災害が発生し、多数の部隊等を同一地区に派遣した場合又は陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊のうちいずれか2以上の自衛隊の部隊等を同時に同一地区に派遣した場合において必要があるときは、内部部局等が独自に又は協議して現地連絡班を現地に派遣して、救援活動の効率化を図るとともに、派遣された現地連絡班は中央との連絡調整を行う。

3 大規模災害時の日報

大規模な災害が発生して多数の部隊等を派遣した場合において長官から指示するときは、災害派遣状況を毎日長官に報告するものとする。

4 大規模震災についての特例

- (1) 大規模震災が発生した場合には、長官は、災害派遣の実施に関し、緊急

- (非常) 災害対策本部長と密接に連絡調整するものとする。
- (2) 大規模震災が発生した場合には、大規模震災災害派遣実施部隊の長は、長官の命令により、災害派遣を実施するものとする。ただし、特に緊急を要する場合には、大規模震災災害派遣実施部隊の長又は指定部隊等の長は、長官の命令を待つことなく災害派遣を実施することができる。
- (3) 大規模震災災害派遣実施部隊の長が、原則として都道府県知事等からの派遣要請を受理するものとするが、このうち他の大規模震災災害派遣実施部隊の長と共同して対処する必要があるもの等については、直ちに長官に報告するものとする。
- (4) 大規模震災災害派遣実施部隊の長は、長官の命令により、災害派遣を終了するものとする。

第五 東海地震防災強化計画

1 地震防災派遣計画の作成

- (1) 統合幕僚会議は、第二 - 3 - (2)の大規模震災災害派遣に関する計画のうち必要なものにおいて、長官より示された指針に従い、地震防災派遣に関する計画を作成するものとする。
- (2) 幕僚長は、第二 - 3 - (3)の大規模震災災害派遣に関する計画のうち必要なものにおいて、長官より示された指針に従い、統合幕僚会議が作成した地震防災派遣に関する計画に準拠して陸上、海上又は航空自衛隊の地震防災派遣に関する計画を作成するものとする。
- (3) 防災派遣実施部隊の長は、(1)及び(2)の地震防災派遣に関する計画に基づき、地震防災派遣に関する計画を作成するものとする。

2 地震に関する情報等の収集及び伝達

- (1) 東海地震観測情報及び東海地震注意情報については、内部部局が気象庁から収集し防衛庁内の所要の機関へ伝達するものとする。
- (2) 地震予知情報等については、防衛庁東海地震災害警戒本部の設置前においては内部部局が、当該本部の設置以後においては同本部が、大規模地震対策特別措置法第 10 条の規定により設置される地震災害警戒本部から収集し、防衛庁内の所要の機関へ伝達するものとする。

3 東海地震注意情報が発表された場合の措置

- (1) 気象庁が東海地震注意情報を発表した場合、内部部局等においては、担当職員が速やかに参集するとともに、運用局に防衛庁災害対策室（室長：運用局長）を設置し、必要な情報収集・連絡等が行える態勢を確立するものとする。また、防災派遣実施部隊の長及び別に定める「東海地震」の災

害派遣計画により発災後の災害派遣を実施することとなる部隊等の長（以下第五において「災害派遣実施部隊等の長」という。）は、別に定める計画に準拠し、所要の警戒態勢をとるものとする。

- (2) 政府としての準備行動の開始の必要性が確認された場合、防災派遣部隊の長及び災害派遣実施部隊等の長は、長官の指示により、別に定める計画に準拠し、当該部隊等の所在地において、派遣準備を実施するものとする。

4 地震災害警戒本部の設置

大規模地震対策特別措置法第9条の規定により警戒宣言が発せられたときは、防衛庁本庁に長官を本部長とする東海地震災害警戒本部を設置するものとする。当該本部の構成、運営要領等については別に定める。

5 地震防災派遣の実施

- (1) 防災派遣実施部隊の長は、警戒宣言が発せられたときは、長官の命令により、別に定める計画に準拠し、必要な部隊等の東海地震に係る地震防災対策強化地域及びその周辺地域への移動等、派遣準備を実施するものとする。
- (2) 防災派遣実施部隊の長は、長官の命令により、別に定める計画に準拠し、地震防災派遣を実施するものとする。
- (3) 地震防災派遣の実施に関し、長官は警戒本部長と、防災派遣実施部隊の長は現地警戒本部長及び関係機関特に強化地域指定都県知事と、それぞれ密接に連絡調整するものとする。
- (4) (3)に係る連絡調整を円滑に行うため、警戒本部においては内部部局等から連絡員（本部事務局員を含む。）を派遣し、現地警戒本部においては防災派遣実施部隊（必要に応じ内部部局等）から連絡員（本部要員を含む。）を派遣するものとする。また、強化地域指定都県においては、強化地域指定都県の地震災害警戒本部の本部員たる方面総監又はその指名する部隊等の長が、自衛隊と当該指定都県との連絡調整の任に当たるものとし、海上自衛隊又は航空自衛隊の防災派遣実施部隊の長は、必要に応じ当該本部に連絡員を派遣するものとする。
- (5) 防災派遣実施部隊の長は、長官の命令により、地震防災派遣を終了するものとする。
- (6) 地震防災派遣時に実施する支援活動の具体的内容は概ね次のとおりとする。

ア 避難のために必要な情報の伝達

警戒宣言が発せられたときは、津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等における避難の実施を支援するため、住民等に避難のために必要な

連絡事項を伝達する。

イ 情報の収集

警戒宣言が発せられた後における関係機関の地震防災応急対策の実施状況その他警戒宣言が発せられた後の諸般の状況に関し、航空機等により必要な情報を収集する。

ウ 人員及び物資の緊急輸送

地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため関係機関が人員及び物資を緊急に輸送する必要がある場合は、航空機等により当該人員及び物資を輸送する。

エ その他

警戒本部長から要請された事項について、必要な支援活動を行う。

6 災害派遣の準備

災害派遣実施部隊等の長は、警戒宣言が発せられたときは、長官の命令により、別に定める計画に準拠し、必要な部隊等の東海地震に係る地震防災対策強化地域周辺地域への移動等、派遣準備を実施するものとする。

7 防災応急対策の実施

(1) 強化地域内に所在する駐屯地等においては、当該駐屯地等における被害の発生の防止又は軽減及び当該駐屯地等外への被害の拡大の防止等を図るため、警戒宣言が発せられたときは、別に定める計画に従い、次に掲げる事項のうち必要なものについて防災応急対策を実施するものとする。

ア 大規模地震対策特別措置法第7条に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設等に準ずるものについての防災応急対策

イ 重要施設等の緊急保安措置等防災のための必要な応急対策

ウ 警戒宣言が発せられたときにおける隊員等の行動基準の明示

エ 状況に応じての避難住民等の駐屯地等への応急的収容

(2) 当該駐屯地等における施設等で弾薬庫、燃料貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設等特に危険度の高いものについては、平素から点検及び整備を行い、安全管理の徹底を図る。

8 地震防災派遣時の権限

地震防災派遣時の自衛官の権限行使については、自衛隊法及びこれに基づく訓令の規定による。

9 地震防災に関する教育訓練

(1) 国、地方公共団体等の主催する地震防災訓練に参加して、相互の能力の理解に努め、協同要領等について演練するとともに、所要の訓練を実施し、即応態勢の維持向上等を図る。

- (2) 隊員に対し、それぞれの任務、役割等に応じた地震防災に関する教育を行う。

第六 原子力災害時の措置

1 原子力災害派遣の実施

- (1) 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 2 項に規定する原子力緊急事態宣言が発せられたときは、原子力災害派遣実施部隊の長は、ただちに派遣準備を実施するものとする。
- (2) 原子力災害派遣実施部隊の長は、長官の命令により、原子力災害派遣を実施するものとする。
- (3) 原子力災害派遣の実施に関し、長官は原子力本部長及び原子力災害現地対策本部長と、原子力災害派遣実施部隊の長は関係機関特に関係都道府県知事と、それぞれ密接に連絡調整するものとする。この場合、当該都道府県の都道府県防災会議の委員たる部隊の長は、自衛隊と当該都道府県との連絡調整の任に当たるものとする。
- (4) 原子力災害派遣実施部隊の長は、長官の命令により、原子力災害派遣を終了するものとする。

部隊等の撤収を命じた原子力災害派遣実施部隊の長は、撤収後、将来の原子力災害派遣のために必要と思われる事項がある場合には、これを関係機関に連絡する。

緊急を要しない応急復旧又は本格的復旧で自衛隊法第 100 条に定める要件を満たすものについては、撤収後、土木工事等の委託を受けこれを実施することができる。

- (5) 原子力災害派遣時に実施する支援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか原子力本部長の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりとする。

モニタリング支援

航空機、艦艇等により、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、空からのモニタリング又は海上におけるモニタリングを支援する。

被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動（目視等による人的・物的被害の確認等）を行って被害の状況を把握する。

避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要が

あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

行方不明者等の搜索救助

主に原子力事業所外において行方不明者、傷者、被ばく者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して主に原子力事業所外で消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

応急医療、救護

被災者又は被ばく者に対し、応急医療、救護を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

人員及び物資の緊急輸送

原子力災害対策本部設置前にあっては当該原子力災害に係る主務省庁から、設置後にあっては原子力本部長から、次の各号に掲げる事項について、自衛隊の輸送支援が必要として防衛庁に依頼又は要請があった場合には、別に定める申合せにより、速やかに空輸支援を行う。

ア 緊急技術援助組織の構成員たる専門家の招集及び現地への派遣

イ 国の原子炉、放射線防護等に関する専門家の現地への派遣

ウ 緊急モニタリング要員及び機器の動員

エ 国の原子力災害現地対策本部等の要員の現地への派遣

オ 現地における緊急医療活動を充実強化するため、放射線医学総合研究所緊急被ばく医療実施体制現地派遣チームの現地への派遣

また、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

危険物の保安及び除去

被ばく者及び被ばくした施設等の除染、除染した放射性物質の一時保管等、自衛隊が実施可能なものについて危険物の保安措置及び除去を実施する。

その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

- (6) 原子力災害派遣中に、緊急事態応急対策の支援に関連して部外者の航空機搭乗申請を受けた場合は、現に原子力災害派遣中の航空機の支援活動に支障をきたさない範囲内において搭乗させることができる。

2 原子力災害に係る部隊等の派遣

(1) 原子力災害対策本部設置前の措置

原子力災害対策本部設置前においては、都道府県知事等からの要請に基づいて、災害派遣として部隊等を派遣するものとする。

(2) 原子力災害対策本部設置時の措置

原子力災害対策本部が設置された時点において、当該原子力災害に関し都道府県知事等の要請により災害派遣活動を実施している場合にあっては、原子力本部長と調整の上、原子力本部長から当該活動に関する原子力災害派遣の要請を受けて活動を継続するとともに、その旨都道府県知事等に連絡するものとする。

原子力災害対策本部設置時においては、原子力本部長からの要請に基づいて、原子力災害派遣として部隊等を派遣するものとする。なお、原子力災害対策本部設置後に都道府県知事等からの災害派遣要請の打診があった場合は、防衛庁中央を通じ原子力災害対策本部と調整し、原子力本部長からの要請に基づく支援活動を速やかに実施するとともに、その旨を都道府県知事等に連絡するものとする。

(3) 原子力緊急事態解除宣言時の措置

原子力緊急事態解除宣言が発せられる場合で、かつ都道府県知事等からの災害派遣要請がなされていない場合において、依然として自衛隊の活動を継続する必要があると認められる場合は、改めて都道府県知事等からの災害派遣要請を受けて活動を継続するものとする。なお、この場合において都道府県知事等からの要請がなされないときは、長官の命令を受けて速やかに撤収するものとする。

3 原子力艦の原子力災害に係る措置

(1) 災害派遣の実施

原子力艦の原子力災害に際しては、都道府県知事等からの要請に基づいて、災害派遣として部隊等を派遣するものとする。災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか都道府県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりとする。

モニタリング支援

航空機、艦艇等により、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、空からのモニタリング又は海上におけるモニタリングを支援する。

避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

応急医療、救護

被災者又は被ばく者に対し、応急医療、救護を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(2) 防衛施設庁がとるべき措置

非常災害対策本部への職員の派遣

内閣府が設置する非常災害対策本部の事務局の事務に協力するため、必要に応じ同本部に職員を派遣するものとする。

現地対策本部の設置に際しての協力

現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合に、非常災害対策本部等が行う現地対策本部の設置に際して、現地防衛施設局は協力するほか、必要に応じ現地対策本部に職員を派遣するものとする。

現地における事故情報の連絡

現地防衛施設局は、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、関係地方公共団体等に連絡するものとする。

損害賠償の適切な処理

防衛施設庁は、原子力艦の原子力災害により、被害者から損害賠償の請求を受けた場合は、日米地位協定等に基づき適切に処理するものとする。

4 被ばく線量の指標及び放射線防護対策

(1) 被ばく線量の指標

原子力災害に関して自衛隊法第83条又は第83条の3に基づき派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量当量で100mSv（ミリシーベルト）を上限とする。

作業内容に応じて、眼の水晶体については組織線量当量で300mSv、皮膚については組織線量当量で1Svをあわせて上限として用いる。

(2) 放射線防護対策

(1)の作業を実施する際には、防護具の装着、線量の測定等、必要な防護対策をとるものとする。

5 原子力災害に関する教育訓練

(1) 原子力災害対策特別措置法第28条第1項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第48条第1項の防災訓練その他関係機関等の主催する原子力防災訓練に参加し、相互の能力の理解に努め、協同要領等について演練するとともに、所要の訓練を実施し、即応態勢の維持向上等を図る。

(2) 隊員に対し、それぞれの任務、役割等に応じた原子力災害に関する教育を行う。

都市部、山間部及び島嶼部の地域
で発生した災害並びに特殊災害へ
の対応について

防 衛 庁
1 2 . 1 1 . 1 7

目 次

都市部における災害への対応について

1	都市部における災害への対処方針	1
2	都市部において発生し得る主な被害様相	1
3	求められる主な活動と留意点	3
(1)	平素の段階	3
(2)	初動対処の段階	3
(3)	初動対処以降の段階	6

山間部における災害への対応について

1	山間部における災害への対処方針	7
2	山間部において発生し得る主な被害様相	7
3	求められる主な活動と留意点	8
(1)	平素の段階	8
(2)	初動対処の段階	9
(3)	初動対処以降の段階	1 1

島嶼部における災害への対応について

1	島嶼部における災害への対処方針	1 2
2	島嶼部において発生し得る主な被害様相	1 2
3	求められる主な活動と留意点	1 3
(1)	平素の段階	1 3
(2)	初動対処の段階	1 4
(3)	初動対処以降の段階	1 5

特殊災害への対応について

1	特殊災害への対処方針	1 7
2	特殊災害において発生し得る主な被害様相	1 7
3	求められる主な活動と留意点	1 8
(1)	平素の段階	1 8
(2)	初動対処の段階	1 8
(3)	初動対処以降の段階	2 0

都市部における災害への対応について

1 都市部における災害への対処方針

都市部においては、人口及び建築物が集中し、ライフライン、交通機関等が高密度に整備されている。このため、大規模震災等の災害が発生した場合には、家屋や高層建築物の倒壊、地下街の瓦解、大規模な火災の発生が、また局地的な集中豪雨が発生した場合には、道路の冠水や地下街の浸水等が発生し、短時間に大規模な被害が生じることが予想される。また、ライフライン、交通機関の寸断が経済・社会活動に与える被害もより甚大なものとなる危険性がある。更に、先に述べた都市部の特徴により、一つの災害は、他の災害を誘発しやすく、この結果、災害が同時多発し、急速に拡大するおそれも多い。

このため、都市部における災害への対応については、発災後の被害状況を的確に把握するため速やかに関係自治体に連絡員を派遣することはもちろんのこと、あらかじめ災害が発生した場合の被災地への部隊の展開について、被害想定等に基づき計画を作成しておき、これにより、短時間のうちに、災害の種類と規模に応じた陸・海・空各自衛隊の適切な部隊を被災地に展開し、多岐にわたる災害応急対策を同時並行して実施し、被害の極限化に努めることが必要である。

2 都市部において発生し得る主な被害様相

(1) 火災

大規模地震等により火災が発生した場合、多数の人命、財産の損失が生じ、更に、都市機能の阻害や防災関係機関自体の被災等により迅速な初動対処についての障害が増す。

特に、大都市部には、高層ビル、地下街、ターミナル駅等不特定多数の人々が利用する施設が集積しており、これらの場所で人的被害が大量に発生することが予想される。

また、老朽木造家屋密集市街地や危険な物質を取り扱う施設の集中が著しい地域においては、延焼や有毒ガスの発生、火薬類・爆発物の誘爆等による被害の拡大も予想される。

(2) 家屋倒壊

耐震性が確保されていない古い構造物・施設等が相当量存在し、高密度な市街地が連なっている地域では、ひとたび大規模地震が発生すると、多数の構造物等が倒壊し、多数の人々が生き埋めとなる危険性がある。

特に、都市部においては大量の人員を収容し得る商業・業務施設や文化・娯楽施設が比較的古くから多数建設されているため、建設時期が古いものを中心に倒壊し、一度に多数の人々が生き埋めとなる危険性がある。

(3) 液状化現象

埋立地等、地下水の水位が高いゆるい砂質土のところでは、強い地震動により、地盤が液体のようになり、かかる地盤上の幹線道路、工業用水路の使用不能、建築物については、傾斜やゆがみ等が発生し機能麻痺をもたらす危険性がある。

(4) ライフライン断絶

都市部において高密度に整備されている電力、ガス、上・下水道、工業用水道、通信施設等のライフライン施設は、大規模震災等が発生した場合、水道管の破裂、停電、ガス管の寸断、電話の不通等の被害を招く可能性がある。

また、これらのライフライン施設は、復旧が困難な地下に埋設されているものが多く、一度被災すると、復旧に困難を伴い、広く、長期にわたり被災者の生活を始め、経済・社会活動に甚大な被害をもたらすおそれがある。

(5) 交通機関の損壊

都市部には、大量の人員・物資を移動させる鉄道、道路が集中しており、都市が立体的に利用されている。高架等の上を大量の車両・人員が移動していること等から、これらの損壊により大きな人的被害が生じる可能性がある。

また、道路、鉄道等の交通施設が災害により破壊されれば、避難経路が寸断されるとともに、大量の帰宅困難者等が発生することも想定される。

(6) 空港、港湾損壊

港湾、飛行場の損壊により、輸送、救助・救急を始めとする各種災害応急対策の拠点としての機能に支障をきたすおそれがある。

(7) 処置に困難を伴う大量の負傷者等の発生

都市部には、ボイラー施設、各種薬品等危険な物質を取り扱う施設も多数存在しているため、災害時には、重症熱傷等処置に困難を伴う負傷者等が大量に発生するおそれもある。

(8) 医療機関・施設の破壊

被災地内又は周辺の医療機関・施設が破壊され、大量の負傷者等の救急・救命活動に多大な支障をきたすおそれがある。

(9) 浸水・冠水

短時間の局地的な集中豪雨による降雨量が、都市部の排水能力を上回る場合、道路・鉄道の冠水、地下街への雨水の流入等が生じ、交通機能及び地下都市機能の麻痺や人的被害が発生するおそれがある。

3 求められる主な活動と留意点

(1) 平素の段階

ア 被害想定の見積もり

大規模な震災等の災害が発生した場合に、大規模な火災が発生するお

それがある老朽木造家屋密集市街地、不特定多数の被災者が発生するおそれがある地下街、高層ビル等、液状化現象が発生するおそれのある臨海部の地域等大きな被害の発生が見込まれる地域については、自治体、関係機関との連携の下、あらかじめ被害想定を見積もっておく必要がある。

イ 計画作成等

都市部においては、災害により、大規模な火災の発生、建造物の倒壊、大量の生き埋め者の発生等甚大な被害が同時多発し急速に拡大する可能性があるため、短時間のうちに、災害の種類と規模に応じた陸・海・空各自衛隊の適切な部隊を被災地に展開するとともに、多岐にわたる災害応急対策を同時並行して実施することが必要である。かかる部隊展開を可能にするため、常日頃から、自治体、警察、消防等と密接な連携を確保し、道路の寸断も想定した部隊展開等に関する計画を被害想定に基づきあらかじめ作成し、指揮所訓練を含めた訓練を実施しておく必要がある。この際、自衛隊の駐屯地・基地はもとより、自治体等との調整による公園、空地等も活用しての、部隊の活動拠点の確保に配慮するものとする。

また、人命救助・応急医療支援、避難支援、消防・消防支援等各々の活動に関し、関係機関との間で役割分担等を始めとする連携要領について認識の共有化を進めておく必要がある。

なお、こうした計画、連携要領は随時適切に見直し改善していくことが大切である。

ウ 災害情報の共有

自衛隊を含め関係機関がネットワークを通じて、被災の場所・種類・規模、救護活動の状況、他機関の状況等の災害情報をリアルタイムで共有できる体制を確立しておく必要がある。

(2) 初動対処の段階

ア 被害状況の把握

都市部が大規模震災等により被災した場合、被害は不特定多数の人々、建造物に及ぶため、被害状況把握については、発災後速やかに関係自治体等に連絡員を派遣するほか、航空機、車両等の活用や関係機関との情報交換により、可能な限り広範囲にかつ詳細に実施するものとする。この際、航空機からの目視や写真・VTR撮影を実施するとともにヘリコプター映像伝送装置を活用する等により、道路の寸断等部隊の展開に障害となる状況等を的確に把握し、部隊の被災地への的確な展開に資するものとする。

また、初動対処の内容が多岐にわたり、調整が必要とされる関係機関等も多くなることが予想されることから、対策本部等に派出する要員については、複数の者とすることが重要である。

イ 部隊派遣

多岐にわたる初動対処を同時並行して迅速に実施する観点から、あらかじめ策定した計画に基づき、また、緊急車両の指定を受けた車両を効果的に活用すること等により、被災地への速やかな部隊展開を実施するものとする。

この場合においては、被害状況把握や自治体、関係機関等との調整を通じて、実施すべき災害派遣活動の内容を可能な限りの確に把握し、陸・海・空各自衛隊の派遣部隊の構成を適切なものとする必要がある。

また、道路の寸断等による速やかな部隊展開に対する障害は、施設部隊を可能な限り速やかに派遣するとともに、違法駐車車両等による通行の妨害には、災害対策基本法第76条の3第3項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官に与えられている権限により、車両の移動等を所有者に対して命令又は自ら執行する等の適切な措置を行うものとする。

更に、道路が寸断されている等地上による派遣が困難な場合には、回転翼航空機による部隊派遣が有効であり、この際、離発着地点の確保に留意する必要がある。

ウ 人命救助・応急医療支援

都市部においては、建造物の倒壊、地下街の瓦解、火災の発生等により高層ビル、地下街に孤立する人々が大量に発生し、人命救助や応急医療支援を求められる場合がある。この場合においては、警察、消防等との密接な連携の下、回転翼航空機を活用するなどして、速やかに、人命救助や応急医療支援を実施するものとする。また、医療機関・施設が破壊される場合があるため、広域医療搬送の実施についても考慮する必要がある。

なお、回転翼航空機の活用に当たっては、自治体、警察等の協力を得て、離着陸地点の確保に留意する必要がある。

また、応急医療支援については、負傷者等の数が多数になるであろうことを踏まえ、負傷者等の搬送のみならず、自衛隊病院の病床等の提供についても考慮する必要がある。

エ 避難住民等の輸送支援等

避難命令が発令される等の場合には、多数の住民等の避難、立ち退き等が行われることから、避難住民の輸送支援を求められる場合がある。

この場合においては、地形等により通常の陸上交通手段によっては立ち入れない地域については回転翼航空機や特殊車両等を、また、道路の冠水等が発生している地域については渡河ポート等を十分活用し、それ以外の地域においては、バス、トラック等を活用し、速やかにこれを実施するものとする。また、臨海部においては艦艇を活用することについても考慮する必要がある。

なお、いずれの場合においても、避難住民等が多数であることによる混乱を避ける観点からは、自治体、警察等と調整を実施し、避難誘導要

領や避難住民等のピックアップ地点等の明確化を図る必要がある。

また、状況によっては、直接に避難住民の誘導等を実施する場合も考えられるが、これに当たっては、災害対策基本法第63条第3項に基づき、市町村長等がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官に与えられている権限により、警戒区域の設定及び住民等の立入り制限又は禁止、若しくは当該区域からの退去を命令する等の適切な措置を行うものとする。

更に、道路、鉄道等の交通施設の損壊等により、大量の帰宅困難者等が発生し、これらの者の被災都市の近隣都市への輸送支援を求められる場合があるが、この場合については、特に、一時に大量の人員を輸送することが可能な艦艇の活用について考慮する必要がある。

オ 消防活動・消防活動支援

大規模な火災に際しては、消防活動の支援を求められる場合がある。この場合においては、自治体、消防等との密接な連携の下、速やかに消防活動や消防要員等の輸送支援等を実施するものとする。この際、都市火災においては、有毒ガスが発生する危険性があること、また、都市部においては火薬類、爆発物等危険物が多いこと等に十分留意する必要がある。

カ 物資の輸送支援

都市部において大きな被害が出た場合には、医薬品、食料等の物資、機材等を大量に輸送する必要が生じ、物資の輸送支援が求められる場合がある。この場合においては、自治体等との連携の下、輸送機、車両、艦艇等を統合的に活用して、これを実施する。回転翼航空機による輸送支援に当たっては、避難場所とならない回転翼航空機の場外離着陸場を確保することが必要となるが、被災地内に適当な場所がない場合には、周辺都市のヘリポート等を活用することも考慮する必要がある。

また、都市部が被災した場合には、自衛隊を始めとして警察、消防等の機関による物資等の輸送、更には報道機関の取材のために、多くの航空機が上空を飛び交うことが予想される。このため、航空機による事故を未然に防ぐ観点から、自衛隊の使用する被災地の場外着陸場等における航空情報の提供を行うことを準備することが必要である。

(3) 初動対処以降の段階

ア 増援

都市部における災害に際しては、初動対処の段階を過ぎても、大量の人員・物資の輸送、多数の被災者に対する生活支援等、大量の人員、機材等を要する活動が引き続き求められる場合が多い。この場合においては、自治体等と連携をとりつつ、適宜、部隊の増援・交代を実施して対処するものとする。その際、陸・海・空自衛隊の相互協力や、自治体等との調整の上、増援部隊の展開、宿営に必要な地積の確保に配慮する必

要がある。

イ 生活支援

都市部における災害の発生により、多くの建築物が倒壊し、また、高密度に整備されている水道、ガス、電気等のライフラインが寸断された場合、給食、給水、入浴等の生活支援が大規模に求められる可能性がある。

生活支援を実施する場合においては、自治体等との密接な連携の下、被災住民のニーズを可能な限り踏まえた支援の提供に努めるものとする。

ウ 災害復旧

倒壊家屋の除去、道路啓開、ゴミ処理等の災害復旧の実施に当たっては、自治体等と十分な調整を行い適切に対応するものとする。

山間部における災害への対応について

1 山間部における災害への対処方針

山間部における災害は、自然災害が中心になると考えられるが、これら自然災害は、気象等のわずかな変化により急激に引き起こされることが多く、また、その被害も地形・地質等の影響を受け、予想を超えて拡大する傾向を有している。

このため、これら災害への対処に当たっては、過去の災害発生実績、地誌等に基づく平素からの研究の実施やかかる研究等を踏まえた早い段階からの災害派遣準備への着手等が求められる。

また、山間部は、一般に、地形・地質が複雑であり、気象が不安定である。また、山林、湖沼等の占める比率が高く、住民が散在し、これら住民の生活を支えるインフラが十分整備されていない場合も多い。

このような地域における災害対処においては、被災状況の把握が都市部等と比較して容易でなく、また、災害応急対策の実施に当たっても、被災現場へのアクセスや病院等の公共施設、水道等の公共設備等の活用の面で困難が伴うことが予想される。

このため、山間部における災害対処に当たっては、発災後、速やかに関係自治体に連絡員を派遣することをはじめとして、被災状況把握や被災現場への進出経路・災害応急対策拠点の確保をより能動的に実施することが必要である。

また、積雪期における被災現場への進出を容易にするため、常日頃から、雪上車や除雪器材等の整備に努めることが必要である。

更に、山間部における自然災害の発生は、土地の形状等の変化を伴うことが多く、二次災害を発生させる可能性が高い。この点は、特に、初動対処以降の段階において十分配意する必要がある。

2 山間部において発生し得る主な被害様相

(1) 降雨、台風による被害

梅雨期や台風シーズンにおいては、雨量の増加等から、ダムや河川堤防の決壊による洪水が発生する可能性がある。また、短時間の降雨によっても、地形等により土砂崩れや鉄砲水が発生したり、道路の寸断、停電、電話の不通等により、住民が孤立化する場合がある。

更に、台風等により発生した風倒木については、二次災害を発生させる可能性があることに注意する必要がある。

(2) 積雪による被害

積雪地域においては、積雪により家屋の倒壊やこれに伴う住民等の生き埋め、ライフラインの切断等が生じる可能性がある。

また、融雪期においては、雪崩の発生に注意する必要がある。

(3) 山林火災

特に大気が乾燥する晩冬から春期については、山林火災の発生に注意する必要がある。山林火災は、周辺の自然環境や林業等の経済活動に大きな影響を及ぼすとともに、火災後の荒廃した土地においては、崖崩れ等の二次災害を誘発する可能性がある。

(4) 地震による被害

山間部における地震の発生は、地すべりや崖崩れ、砂防施設の決壊等による泥流の発生等の災害をもたらす場合がある。

また、融雪期においては、雪崩を引き起こす可能性もあり、注意を要する。

(5) 火山噴火による被害

火山の噴火は、噴火の態様により、溶岩流、火砕流、土石流を発生させることがあり、また、周辺地域に火山弾や火山灰を降らせることが予想される。これらについては、住民・家屋等に直接的な被害をもたらすとともに、その後の降雨に際して、泥流発生等の二次災害を誘発する可能性がある。

また、積雪期・融雪期に発生した場合には、より大規模な泥流を引き起こし、被害を甚大なものとする可能性がある。

更に、二酸化硫黄等の火山ガスが発生し、人体に悪影響を及ぼす可能性がある。

3 求められる主な活動と留意点

(1) 平素の段階

ア 地誌等に基づく研究等

山間部における災害は、気象等の僅かな変化により急激に引き起こされることが多く、また、地形・地質等が被害様相に与える影響も大きい。このような山間部の災害に効果的に対処するためには、自治体等との連携の下、過去の災害発生実績、地誌等に基づく研究を平素より実施しておく必要がある。

また、常日頃から気象情報の収集等を実施する等災害の兆候の早期把握に資するデータの蓄積にも努める必要がある。

イ 計画の作成

山間部における災害応急対策の実施に当たっては、被災現場へのアクセスや公共施設、公共設備等の活用の面で困難が伴うことが予想される。

被災現場への迅速な部隊展開を支障無く実施し、効果的に災害派遣活動を実施する観点から、自治体、警察、消防等との連携の下、災害発生の可能性の高い地域について当該地域までの進出経路や回転翼航空機の場外離着陸場を含めた当該地域における災害派遣活動の拠点となり得る

場所等を盛り込んだ地誌等をあらかじめ作成し、指揮所訓練を含めた訓練を実施し、随時適切に見直し改善していくことが大切である。

ウ 災害情報の共有

自衛隊を含め関係機関がネットワークを通じて、被災の場所・種類・規模、救護活動の状況、他機関の状況等の災害情報をリアルタイムで共有できる体制を確立しておく必要がある。

エ 装備の整備

積雪期における山間部の被災現場への進出は、道路を積雪で閉ざされ、また、航空機による進出も悪天候により断念せざる得ない場合が考え得るところである。このため陸路での進出を可能にするため、雪上車や除雪器材等の整備に努めることが必要である。

また、火山噴火災害時の被災現場での対応においては、二酸化硫黄等の火山性ガスの人体への影響を考慮する必要があることから、防護マスクの準備が必要である。

(2) 初動対応の段階

ア 被害状況の把握

急激に引き起こされる山間部の自然災害については、初動対応までの時間を極小化することが特に求められる。

このためには、災害発生の際候段階から、災害発生地域近傍の自治体等に連絡要員を派遣し、被害状況の把握及び災害派遣要請内容の事前調整に当たらせることが有用である。

また、車両や航空機を活用し、陸路、空路両面から被害状況の把握を実施することが適当である。

更に、航空機による被害状況把握については、航空機からの目視や写真・VTR撮影を実施するとともに、ヘリコプター映像伝送装置を活用するものとする。

なお、山間部の気象は不安定であることから、特に航空機による被害状況の把握に際しては、運航の安全に十分配慮する必要がある。

火山活動の状況把握（観測）については、気象庁等関係省庁との連携を密にし、専門的助言を得つつ、効果的・効率的に実施することが適当である。この際には、航空機搭載の赤外線カメラを活用することが有効である点に留意するものとする。

イ 部隊派遣

初動対応までの時間を極小化するためには、被災地への部隊展開を至短時間で実施することが必要である。このため、被災地への部隊展開に当たっては、あらかじめ計画された部隊展開のための経路のうち、最適のものを選択するとともに、車両を有効活用することが適当である。

また、状況によっては、道路が寸断され、速やかな展開に障害が生じている場合が想定されるが、この場合においては、回転翼航空機の輸送力を活用した部隊展開、又は、施設部隊の迅速な派遣による道路啓開を

実施することが適当である。

ウ 人命救助・応急医療支援

山間部においては、地形等が複雑・急峻であるため、また、季節によっては苛酷な自然環境の下、被災者の捜索・救難に自衛隊の能力が求められる場合がある。この場合においては、自治体、警察、消防等との緊密な連携の下、車両や回転翼航空機等を活用するなどして、安全かつ迅速に捜索・救難活動を実施するものとする。

捜索に関しては、回転翼航空機のみならず、より広範囲の捜索が可能な固定翼航空機の活用についても留意する必要がある。

救難については、実施場所によっては、自走架柱橋等の施設機材が有効性を発揮する場合があることに留意する必要がある。

なお、回転翼航空機を使用しての救難に当たっては、回転翼航空機の低空での運用が想定されるが、山間部の地形が複雑であることに十分注意するとともに、特に融雪期においては、回転翼航空機の低空飛行により、雪崩等を誘発しないよう十分留意するものとする。

また、山間部においては、災害により負傷した者の治療を被災地においては必ずしも十分に行えないことがあり、負傷者の輸送等応急医療支援を求められる場合がある。この場合においては、回転翼航空機等を活用して他の医療機関とも連携し、速やかに傷病者を所要の地点まで輸送するものとする。

更に、負傷者に対する応急手当を早急に実施する必要がある場合や負傷者を移動させることが負傷者の生命に危険であると認められる場合が想定される。この場合においては、他の医療機関等と連携の上、回転翼航空機等を活用して自衛隊の医官等を被災地に速やかに派遣することも考慮すべきである。

エ 消防活動・消防活動支援

山林火災等広範囲にわたる火災が発生した場合においては、消防活動の支援を求められる場合がある。この場合においては、自治体、消防等との緊密な連携の下、速やかに消防活動や消防要員等の輸送支援等を実施するものとする。山間部においては、火災発生地域周辺に消防活動のための水源、消防設備等が必ずしも十分整っていないことが予想されることから、被害の状況等によっては、回転翼航空機を活用した空中消火について考慮する必要がある。

なお、空中消火を実施するに当たっては、回転翼航空機により発生する下降気流が火災を助長することのないよう十分留意するものとする。

オ 避難住民の輸送支援

火山の噴火等に伴い、相当数の住民の避難の必要性が生じ、これら避難住民の輸送支援を求められる場合がある。

この場合においては、通常の陸上交通手段によっては立ち入れない地域については回転翼航空機や特殊車両等を十分に活用し、それ以外の地

域においては、バス、トラック等を活用し、速やかにこれを実施するものとする。

なお、回転翼航空機による輸送に当たっては、天候・地形等に十分留意するとともに、自治体、警察等の協力を得て、離着陸地点の確保に留意する必要がある。

(3) 初動対処以降の段階

ア 生活支援

山間部においては、公共施設・設備等が必ずしも十分に整備されていないこと等から、被災住民の生活上の不便が被災後も長期化する傾向がある。このため、初動対処以降の段階においては、給食、入浴支援等の生活支援が求められる場合がある。

生活支援を実施する場合においては、自治体等との密接な連携の下、被災住民のニーズを可能な限り踏まえた支援の提供に努めるものとする。

また、生活支援が長期化する場合には、適宜、部隊や隊員の交代を行い、隊員の健康管理や士気の維持にも十分留意して対処するものとする。

イ 二次災害の防止

火山噴火による降灰、林野火災、強風・洪水等による倒木その他により荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、土石流等の発生の可能性が高いことから、これらによる二次災害の防止のための支援が求められる場合がある。

かかる支援を有効に実施するためには、初動対処終了後から二次災害が発生する可能性が高い地域について十分な調査等を実施しておくことが有効である。

島嶼部における災害への対応について

1 島嶼部における災害への対処方針

島嶼部においては、特に、地震発生時の津波災害、台風による高波等海洋の変化に起因する災害に対処する必要がある。また、一般に、山林、湖沼等の占める比率も高く、山間部で見られるような自然災害に備えることも求められる。

これらの災害は、急激に引き起こされることが多く、また、その被害も地形等の影響を受け、予想を超えて拡大する傾向を有している。

また、島嶼部においては、災害対処のための機能等が必ずしも十分に整備されていないことが多い上、本島（本土）と海により隔てられているため、速やかな災害対処に困難が伴う場合が想定される。

更に、島嶼部については、一般に、陸地面積が大きいことから、避難場所が限定される等災害による被害を極小化する面での制約も多い。

このようなことから、島嶼部における災害への対処に当たっては、発災後の被害状況を把握するため速やかに関係自治体に連絡員を派遣するとともに、過去の災害発生実績、地誌等に基づく平素からの研究やかかる研究等を踏まえた早い段階からの災害派遣準備への着手等が必要とされ、また、本島（本土）との連絡を緊密にし、避難場所の確保も含め、本島（本土）の災害対処能力を十二分に活用することが必要である。

また、被災状況把握や島嶼部内における災害応急対策拠点の確保をより能動的に実施することも求められる。

更に、島嶼部へのアクセスが海路及び空路に限定されていること等を踏まえ、島嶼部における災害対処に際しては、艦艇を有効に活用することに特に意を用いる必要がある。また、海上における遭難等への対処に当たっても、現場へのアクセスが限定されるといった島嶼部との地理的類似性を踏まえ、航空機及び艦艇の有効活用を図る必要がある。

なお、島嶼部への輸送については、自治体、関係省庁と密接な連携・調整が必要である。

2 島嶼部において発生し得る主な被害様相

(1) 海洋の変化による被害

島嶼部は海洋の変化による災害の被害を受けやすく、地震による津波や台風による高潮の発生により、海岸線の形状等によっては、甚大な人的・物的被害が生じるおそれがある。

(2) 地震による被害

地震による家屋の倒壊、崖崩れ等により直接に生じる人的被害等の他、水道管破裂、停電、電話不通等ライフラインの切断が生じることが考えら

れる。ライフラインの切断は、複ルート化されていない道路の崖崩れ、地割れ等による寸断と相まって、ライフラインが切断されたまま住民が孤立化する地域を発生させるおそれがある。

また、地震により空港・港湾の機能が失われ、島嶼部への物資等の供給が途絶えるおそれがある。

(3) 火山噴火による被害

火山の噴火は、噴火の態様により、溶岩流、火砕流、土石流を発生させることがあり、また、周辺地域に火山弾や火山灰を降らせることが予想される。これらについては、住民・家屋等に直接的な被害をもたらすとともに、その後の降雨に際して、泥流発生等の二次災害を誘発する可能性がある。

島嶼部においては、避難場所が限定されることから、人的被害等が甚大なものとなる可能性がある。

3 求められる主な活動と留意点

(1) 平素の段階

ア 地誌等に基づく研究等

島嶼部における災害は、急激に引き起こされることが多く、また、地形等が被害様相に与える影響も大きい。このような島嶼部の災害に効果的に対処するためには、自治体等との連携の下、過去の災害発生実績、地誌等に基づく研究を平素より実施しておく必要がある。

また、常日頃から海洋の波浪等も含む気象情報の収集等を実施する等災害の兆候の早期把握に資するデータの蓄積にも努める必要がある。

イ 計画の作成

島嶼部における災害応急対策の実施に当たっては、被災現場へのアクセスや公共施設、公共設備等の活用の面で困難が伴うことが予想される。

被災現場への迅速な部隊展開を支障無く実施し、効果的に災害派遣活動を実施する観点から、自治体、警察、消防等との連携の下、回転翼航空機の場外離着陸場を含めた島嶼内における災害派遣活動の拠点及び必要により、アクセス経路における中継点となり得る場所等を盛り込んだ計画をあらかじめ作成し、指揮所訓練を含めた訓練を実施し、随時適切に見直し改善していくことが大切である。

ウ 艦艇の即応性の向上

島嶼部における災害に対しては、災害発生場所へのアクセスが海路及び空路に限定されていること等を踏まえ、艦艇を有効に活用することに特に意を用いる必要がある。このため、災害の発生が十分予期される場合は、艦艇の準備時間を縮減し、速やかな進出を可能にする観点から、待機態勢をとる等の柔軟な運用を図る。また、島嶼部所在部隊の災害対処能力の向上を図る。

エ 災害情報の共有

自衛隊を含め関係機関がネットワークを通じて、被災の場所・種類・規模、救護活動の状況、他機関の状況等の災害情報をリアルタイムで共有できる体制を確立しておく必要がある。

(2) 初動対処の段階

ア 被害状況の把握

急激に引き起こされる自然災害については、初動対処までの時間を極小化することが特に求められる。

このためには、災害発生の前段階から、島嶼内に所在する自治体等に連絡要員を派遣し、被害状況の把握及び災害派遣要請内容の事前調整に当たらせることが有用である。また、これに加えて、航空機により、被害状況全般の迅速な把握を実施することが有効である。

なお、航空機による被害状況把握については、航空機からの目視や写真・VTR撮影を実施するとともに、ヘリコプター映像伝送装置を活用するものとするが、本島（本土）から距離がある島嶼部については、ヘリコプター映像伝送装置による被害状況把握を行う際の島嶼部と本島（本土）との距離による通信能力の限界を踏まえ、確実な情報伝達態勢を確立しておく必要がある。

イ 部隊派遣

初動対処までの時間を極小化するためには、被災地への部隊展開を至短時間で実施することが必要である。このため、被災地への部隊展開に当たっては、航空機の輸送力を有効に活用するものとする。

また、艦艇については、速度が遅く、進出に時間を要することを踏まえ、状況によっては、災害発生の前段階を掴んだ段階において、これを近傍海域まで展開させておくことが適当である。

なお、四面を海洋に囲まれている島嶼部への艦艇の迅速・的確な派遣は、島嶼部の被災者に心理的安心感を与えることについて留意する必要がある。

ウ 災害応急対策要員等の被災地への輸送支援

島嶼部においては、災害応急対策を実施する警察、消防等の人員・装備が必ずしも十分でなく、本島（本土）から警察、消防等の災害応急対策要員を増派する必要がある場合があるが、他方、警察、消防等においては、特に本島（本土）から遠距離の島嶼に関し、十分な輸送能力を有していないところである。

このため、本島（本土）から島嶼部への、警察、消防等の災害応急対策要員等の輸送支援を要請される場合がある。この場合においては、輸送量等の確定その他の調整を速やかに要請元との間で実施し、近傍に配備されている航空機等を活用することにより、適切に対応するものとする。

なお、回転翼航空機により輸送を実施する場合には、自治体、警察等の協力を得て、被災地内の離着陸地点の確保に留意する必要がある。

エ 応急医療支援

島嶼部においては、災害により負傷した者の治療を必ずしも十分に行えないことがあり、負傷者の輸送等応急医療支援を求められる場合がある。この場合においては、固定翼航空機、回転翼航空機、艦艇又はこれらの効果的な組み合わせにより、速やかに傷病者を本島（本土）等の所要の地点まで輸送するものとする。

また、負傷者に対する応急手当を早急に実施する必要がある場合や負傷者を移動させることが負傷者の生命に危険であると認められる場合が想定される。この場合においては、他の医療機関等と連携の上、航空機を活用して自衛隊の医官等を被災地に速やかに派遣することも考慮すべきである。

更に、状況によっては、被災地近傍海域に医療設備を有する艦艇を派遣し、応急医療の拠点とすることについても考慮する必要がある。

オ 避難住民の輸送支援

島嶼部においては避難場所が限られるため、火山の噴火等大規模な災害の発生に際しては、島嶼外等への大量の住民避難が必要となり、これら避難住民の輸送支援を求められる場合がある。

この場合においては、大量の人員輸送に適した艦艇を有効活用することが適当である。また、艦艇を活用する場合においては、島嶼部の港湾施設が必ずしも十分でないこともあるが、この場合には、艦艇搭載の回転翼航空機や内火艇・ゴムボート等を使用しての島嶼部・艦艇間のピストン輸送を実施する必要がある。

また、航空機による輸送に当たっては、天候・地形等に十分留意するとともに、回転翼航空機による輸送に際しては、自治体、警察等の協力を得て、離着陸地点を確保することに留意する必要がある。

(3) 初動対処以降の段階

ア 生活支援

島嶼部においては、公共施設・設備等が必ずしも十分に整備されていないこと等から、被災住民の生活上の不便が被災後も長期化する傾向がある。このため、初動対処以降の段階においては、給食、入浴支援等の生活支援が求められる場合がある。

生活支援を実施する場合においては、自治体等との密接な連携の下、被災住民のニーズを可能な限り踏まえた支援の提供に努めるものとする。

また、生活支援が長期化する場合には、適宜、部隊や隊員の交代を行い、隊員の健康管理や士気の維持にも十分留意して対処するものとする。

イ 二次災害の防止

津波、高潮、火山噴火による降灰その他により荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、土石流等の発生の可能性が高いことから、これらによる二次災害の防止のため

めの支援が求められる場合がある。

かかる支援を有効に実施するためには、初動対応終了後から二次災害が発生する可能性が高い地域について十分な調査等を実施しておくことが有効である。

特殊災害への対応について

1 特殊災害への対処方針

原子力災害、化学災害及び油流出災害等の特殊災害については、一旦発生すれば瞬時に広域的な被害が生じる可能性が高く、更に、これらへの対処には高度に専門的な知見を要する。

このため、これら特殊災害の発生を認知したならば、速やかに、関係自治体等に連絡員を派遣し、関係省庁、関係地方公共団体又は民間専門機関等との密接な連絡・調整を実施し、被害状況を迅速に把握することが必要である。

また、特殊災害の発生地域近傍の部隊や化学防護部隊といった特殊災害に対して有効な装備を有する部隊については、被害状況に基づき、必要とされるであろう人員・装備等の準備に速やかに着手するとともに、状況によっては、準備終了後直ちに、災害発生地域近傍駐屯地等へ進出・待機し、災害派遣等の活動に備えることが必要な場合がある。

更に、特殊災害においては、災害派遣等活動を実施する側も被災することが十分に考え得ることから、活動に当たる隊員の安全等に十分留意するとともに、特殊災害に係る災害派遣等終了後においても、特別健康診断を実施する等隊員の健康管理に留意するものとする。

2 特殊災害において発生し得る主な被害様相

(1) 原子力災害による放射性物質の放出

原子力関連施設において事故等が発生し、一定量以上の放射性物質が施設外に放出された場合には、周辺住民、施設、表土等への放射能汚染が瞬時に進展し、負傷者・被曝者が発生する。

(2) 化学災害による化学物質の蔓延

化学関連施設等において事故等が発生し、施設等周辺に化学物質が流出した場合には、事故等発生地域周辺の住民、表土等に対する影響が発生する。流出した化学物質の有毒性の軽重によるが、大量の人的被害が生ずる可能性がある。

(3) 油流出による港湾・海浜等の汚濁

船舶事故及び石油コンビナート事故等が発生し、事故現場の周辺地域及び海域に油が流出した場合には、周辺海岸等において油濁を引き起こし、大規模な環境破壊を生じさせる可能性がある。

また、流出した油への引火により、大規模な火災が発生する可能性もある。

3 求められる主な活動と留意点

(1) 平素の段階

ア 関係機関との連携の保持及び計画の作成

一旦発生すれば瞬時に広域的な被害が生じる可能性が高く、また、その対処に高度な専門的知見を必要とする特殊災害に際し、迅速・的確に初動対処を実施し、被害を極限化するためには、関係省庁、関係自治体等が実施する各種防災訓練への参加等を通じ、関係省庁、関係自治体、関連施設及び民間専門機関の専門家等と連携を深めるとともに、これらの者との間で被害想定、災害対処要領についての認識の共有化を図っておくことが必要である。

また、かかる共通認識の下、原子力関連施設、化学関連施設等の近傍に所在する部隊等においては、自治体、警察、消防等と連携の下、これらの施設に事故が発生した場合を想定した初動対処の計画をあらかじめ作成し、指揮所訓練を含めた訓練を実施し、随時適切に見直し改善していくことが大切である。

イ 教育等の実施

特殊災害への対処に当たる隊員の安全確保等を図る観点から、特殊災害の被害様相、化学防護衣等の取扱要領等について平素より教育を実施しておくことが重要である。

(2) 初動対処の段階

ア 被害状況の把握等

現地対策本部及び関係地方公共団体等に直ちに連絡員を派遣するとともに、速やかに、関係省庁及び民間専門機関等と密接に連絡を取り、被害状況の把握、部隊等の派遣等に関する連絡調整を実施する必要がある。

イ 部隊派遣

特殊災害の発生地域近傍の部隊や化学防護部隊といった特殊災害に対して有効な装備を有する部隊においては、速やかな初動対処の実施の観点から、被害状況に基づき、今後求められることが予想される活動に必要な人員・装備等の準備に速やかに着手する必要がある。

また、原子力災害や化学災害の発生に際しては、化学防護部隊を、速やかに、被災地近傍の駐屯地に進出させ、待機させておくことが必要である。

この他の人員・装備等についても、状況によっては、都道府県知事等からの災害派遣等の要請前に災害発生地域近傍の駐屯地等において待機させておくことが適当な場合があることに留意する必要がある。

ウ 専門家等の輸送支援

被災地の場所によっては、特殊災害による被害状況の把握等を実施する専門家や被害状況の測定のための緊急モニタリング機器の被災地への輸送支援を求められる場合がある。輸送量等の確定その他の調整を速やかに行い、航空機等を活用することにより、迅速に実施するものとする。

エ モニタリング支援

被害状況の把握のため、事故現場近傍において、専門家等により、汚

染状況等についてのモニタリングが実施される。この際、モニタリングに当たる専門家が被災することのないよう、防護力を有する車両により、かかる活動を支援することが求められることがある。また、空中や海上等におけるモニタリングが実施される場合においては、航空機や艦艇により、かかる活動を支援することが求められる場合がある。

オ 避難住民の輸送支援

特殊災害については、一旦発生すれば瞬時に広域的な被害が生じる可能性が高いことから、特殊災害の発生に伴っては、被災地やその近傍に住む大量の住民等を速やかに避難させる必要性が生じ、これら避難住民の輸送支援を求められる場合がある。この場合においては、バス、トラック、回転翼航空機等を活用し、自治体、警察等と連携を図りつつ、迅速に実施するものとする。また、避難住民が多数であることによる混乱を避ける観点からは、自治体、警察等と調整を実施し、避難誘導要領や避難住民等のピックアップ地点等の明確化を図る必要がある。

更に、状況によっては、避難住民の誘導等を直接実施する場合も考えられるが、これに当たっては、災害対策基本法第63条第3項等に基づき、市町村長等がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官に与えられている権限により、警戒区域の設定及び住民等の立入り制限又は禁止、若しくは当該区域からの退去を命令する等の適切な措置を行うものとする。

なお、回転翼航空機による輸送に当たっては、自治体、警察等の協力を得て、離着陸地点の確保に留意する必要がある。

カ 応急医療支援

汚染や有毒性の物質の流出度合いによっては、負傷者等が大量に発生し、これらの負傷者等の医療機関への輸送等応急医療支援を求められる場合がある。この場合においては、警察、消防等との密接な連携の下、回転翼航空機を活用するなどして、迅速に実施するものとする。

なお、負傷者等の数が多数になるであろうことを踏まえ、負傷者等の輸送のみならず、自衛隊病院の病床等の提供についても適切に対処する必要がある。

キ 除染

原子力・化学災害により汚染された人、土壌、物資等の除染を依頼される場合がある。この場合においては、自治体、医療機関等と連携を取りつつ、除染車等を活用し、除染活動を実施するものとする。その際、除染に使用した水の処理には万全を期すものとする。

また、除染活動を実施するに当たっては、当該活動が被災地住民の精神的安定を助長する側面を有することについて留意するものとする。

ク 被害の拡大防止

油流出災害においては、海岸等の汚染被害を甚大なものとしめない観点から、早急に流出範囲の拡大防止策を講じる必要があり、これについて

の支援を求められる場合がある。この場合においては、関係機関と調整の上、艦艇等を活用し、オイルフェンスの展張等の措置を講じるものとする。

(3) 初動対処以降の段階

初動対処以降の段階においても、原子力・化学災害により汚染された土壌等の除染が引き続き求められる場合がある。

また、油流出災害に際して、油回収作業についての支援を求められる場合がある。

これらの場合においては、自治体等との連携の下、適切に対応するものとするが、活動が長期化する場合には、適宜、部隊や隊員の交代を行い、隊員の健康管理や士気の維持に留意して対処するものとする。

都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表 (1 / 1 4)

区 分	地域等	連 絡 窓 口	所 在 地	電話番号
北海道	宗谷支庁	第 3 普通科連隊長 (第 3 科)	〒 096-8584 名寄市字内淵 8 4	(01654)3-2137 内線 2 3 0 (当直 3 0 2)
	上川支庁北部			
	上川支庁中部	第 2 師団長 (第 3 部)	〒 070-8630 旭川市春光町国有無番地	(0166)51-6111 内線 2 2 3 4 (当直 2 6 0 0)
	上川支庁南部	第 4 特科群長 (第 3 科)	〒 071-0595 北海道空知郡上富良野町南 町 4 丁目	(0167)45-3101 内線 2 3 0 (当直 3 0 1)
	留萌支庁	第 2 6 普通科連隊長 (第 3 科)	〒 077-8555 留萌市緑が丘町 1 - 6	(0164)42-2655 内線 2 3 0 (当直 3 0 2)
	網走支庁北部	第 2 5 普通科連隊長 (第 3 科)	〒 099-0497 北海道紋別郡遠軽町向遠軽 2 7 2	(01584)2-5275 内線 2 3 0 (当直 3 0 2)
	網走支庁南部	第 6 普通科連隊長 (第 3 科)	〒 092-8501 北海道網走郡美幌町字田中	(01527)3-2114 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
	根室・釧路支 庁	第 2 7 普通科連隊長 (第 3 科)	〒 088-0604 北海道釧路郡釧路町字別保 1 1 2	(0154)40-2011 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
	十勝支庁東部 ・中部	第 5 師団長 (第 3 部)	〒 080-8639 帯広市南町南 7 線 3 1	(0155)48-5121 内線 2 2 3 7 (当直 2 3 0 3)
	十勝支庁西部	第 5 戦車大隊長 (第 3 係)	〒 081-0294 北海道河東郡鹿追町笹川北 1 2 線 1 0	(01566)6-2211 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
	日高支庁東部	第 7 高射特科連隊長 (第 3 科)	〒 059-2598 北海道静内郡静内町字浦和 1 2 5	(01464)4-2121 内線 2 3 0 (当直 3 0 2)
	日高支庁西部	第 7 師団長 (第 3 部)	〒 066-8577 千歳市祝梅 1 0 1 6	(0123)23-5131 内線 2 2 7 5 (当直 2 2 0 8)
	胆振支庁			
	空知支庁南部			
	空知支庁中部	第 1 0 普通科連隊長 (第 3 科)	〒 073-8510 滝川市泉町 2 3 6	(0125)22-2141 内線 2 3 0 (当直 3 0 2)
		第 2 地对艦ミサイル 連隊長 (第 3 科)	〒 072-0821 美唄市美唄 1 5 3 6 - 1	(01266)2-7141 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
		第 1 2 施設群長	〒 068-0822 岩見沢市日の出 4 - 3 1 3	(0126)22-1001 内線 2 3 0 (当直 3 0 1)
	空知支庁北部	第 2 師団長 (第 3 部)	〒 070-8630 旭川市春光町	(0166)51-6111 内線 2 2 3 4 (当直 2 6 0 0)

- 1 連絡窓口欄の括弧内は連絡窓口の部局を示しています。
- 2 課業外は電話番号欄の当直に連絡して下さい。

都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表（ 2 / 1 4 ）

区 分	地域等	連 絡 窓 口	所 在 地	電話番号
北海道	陸 自	石狩支庁 （千歳市）	第 7 師団長 （第 3 部）	〒 066-8577 千歳市祝梅 1 0 1 6 (0123)23-5131 内線 2 2 7 5 (当直 2 2 0 8)
		石狩支庁 （恵庭市・北 広島市）	第 1 戦車群長 （第 3 科）	〒 061-1423 恵庭市柏木町 5 3 1 (0123)32-2101 内線 2 3 5 (当直 3 0 0)
		石狩支庁 （上記以外の 地域）	第 1 1 師団長 （第 3 部）	〒 005-0008 札幌市南区真駒内 1 7 (011)581-3191 内線 2 2 2 6 (当直 2 2 4 4)
		後志支庁北部		
		後志支庁中部	第 1 1 対戦車隊長 （司令職務室）	〒 044-0076 虻田郡倶知安町字高砂 2 3 2 - 2 (0136)22-1195 内線 2 1 7 (当直 3 0 2)
		後志支庁南部 渡島檜山支庁	第 2 8 普通科連隊長 （第 3 科）	〒 042-8567 函館市広野町 6 - 1 8 (0138)51-9171 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	大湊地方総監 （第 3 幕僚室）	〒 035-8511 むつ市大湊町 4 - 1 (0175)24-1111 内線 2 2 2 4 (当直 2 2 2 2)
			函館基地隊司令 （警備科）	〒 040-8642 函館市大町 1 0 番 3 号 (0138)23-4241 内線 2 2 0 (当直 3 0 0)
	空 自	全 域	第 2 航空団司令 （防衛部）	〒 066-8510 千歳市平和無番地 (0123)23-3101 内線 2 2 3 1 (当直 3 8 0 0)
青 森	陸 自	全 域	第 9 師団長 （第 3 部）	〒 038-0022 青森市浪館字近野 4 5 (017)781-0161 内線 2 6 0 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	大湊地方総監 （第 3 幕僚室）	〒 035-8511 むつ市大湊町 4 - 1 (0175)24-1111 内線 2 2 2 4 (当直 2 2 2 2)
			第 2 航空群司令 （司令部）	〒 039-1180 八戸市大字河原木字八太郎 山官地 (0178)28-3011 内線 2 2 1 3 (当直 2 2 2 2)
	空 自	全 域	北部航空方面隊司令 官 （防衛部）	〒 033-8604 三沢市三沢字後久保 1 2 5 番地 7 号 (0176)53-4121 内線 2 3 5 4 (当直 2 2 0 4)
岩 手	陸 自	全 域	第 9 特科連隊長 （第 3 科）	〒 020-0173 岩手郡滝沢村滝沢字後 2 6 8 - 4 3 3 (019)688-4311 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	横須賀地方総監 （第 3 幕僚室）	〒 238-0046 横須賀市西逸見町 1 丁目無 番地 (046)822-3500 内線 2 5 4 3 (当直 2 2 2 2)
	空 自	全 域	北部航空方面隊司令 官 （防衛部）	〒 033-8604 三沢市三沢字後久保 1 2 5 番地 7 号 (0176)53-4121 内線 2 3 5 3 (当直 2 2 0 4)

1 連絡窓口欄の括弧内は連絡窓口の部局を示しています。

2 課業外は電話番号欄の当直に連絡して下さい。

都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表（ 3 / 1 4 ）

区 分		地域等	連 絡 窓 口	所 在 地	電話番号
宮 城	陸 自	県 北 部 （ 仙 台 ・ 名 取 ・ 岩 沼 以 北 ）	第 2 2 普 通 科 連 隊 長 （ 第 3 科 ）	〒 985-0834 多賀城市丸山 2 - 1 - 1	(022)235-2121 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
		県 南 部 （ 柴 田 ・ 亘 理 郡 以 南 ）	第 2 施 設 団 長 （ 第 3 科 ）	〒 989-1694 柴田郡柴田町大字船岡字大 沼端 1 - 1	(0224)55-2301 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	横須賀地方総監 （ 第 3 幕僚室 ）	〒 238-0046 横須賀市西逸見町 1 丁目無 番地	(046)822-3500 内線 2 5 4 3 (当直 2 2 2 2)
	空 自	全 域	第 4 航 空 団 司 令 （ 防 衛 部 ）	〒 981-0503 桃生郡矢本町矢本字板取 8 5 番地	(0225)82-2111 内線 2 3 1 (当直 2 2 5)
秋 田	陸 自	全 域	第 2 1 普 通 科 連 隊 長 （ 第 3 科 ）	〒 011-8611 秋田市寺内字将軍野 1	(018)845-0125~7 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	舞鶴地方総監 （ 第 3 幕僚室 ）	〒 625-8510 舞鶴市字余部下 1 1 9 0	(0773)62-2250 内線 2 2 2 2 2 2 2 3
	空 自	全 域	北部航空方面隊司令 官 （ 防 衛 部 ）	〒 033-8604 三沢市三沢字後久保 1 2 5 番地 7 号	(0176)53-4121 内線 2 3 5 3 (当直 2 2 0 4)
山 形	陸 自	全 域	第 6 師 団 長 （ 第 3 部 ）	〒 999-3797 東根市神町南 3 - 1 - 1	(023)748-1151 内線 2 3 7 (当直 2 0 7)
	海 自	全 域	舞鶴地方総監 （ 第 3 幕僚室 ）	〒 625-8510 舞鶴市字余部下 1 1 9 0	(0773)62-2250 内線 2 2 2 2 2 2 2 3
	空 自	全 域	中部航空方面隊司令 官 （ 防 衛 部 ）	〒 350-1394 狭山市稻荷山 2 - 3	(042)953-6131 内線 2 2 3 3 (当直 2 2 0 4)
福 島	陸 自	県北部 （ 福 島 ・ 二 本 松 市 、 安 達 ・ 双 葉 郡 以 北 ）	第 4 4 普 通 科 連 隊 長 （ 第 3 科 ）	〒 960-2192 福島市荒井字原宿 1	(024)593-1212 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
		県南部 （ 郡 山 ・ い わ き 市 、 耶 麻 ・ 田 村 郡 以 南 ）	第 6 特 科 連 隊 長 （ 第 3 科 ）	〒 963-0292 郡山市大槻町字長右工門林 1	(024)951-0225~7 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	横須賀地方総監 （ 第 3 幕僚室 ）	〒 238-0046 横須賀市西逸見町 1 丁目無 番地	(046)822-3500 内線 2 5 4 3 (当直 2 2 2 2)
	空 自	全 域	中部航空方面隊司令 官 （ 防 衛 部 ）	〒 350-1394 狭山市稻荷山 2 - 3	(042)953-6131 内線 2 2 3 3 (当直 2 2 0 4)

1 連絡窓口欄の括弧内は連絡窓口の部局を示しています。

2 課業外は電話番号欄の当直に連絡して下さい。

都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表（４／１４）

区 分		地域等	連 絡 窓 口	所 在 地	電話番号
茨 城	陸 自	全 域	第 1 施設団長 (第 3 科)	〒 306-0234 猿島郡総和町上変見 1 1 9 5	(0280)32-4141 内線 2 3 7 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	横須賀地方總監 (第 3 幕僚室)	〒 238-0046 横須賀市西逸見町 1 丁目無番地	(046)822-3500 内線 2 5 4 3 (当直 2 2 2 2)
	空 自	全 域	第 7 航空団司令 (防衛部)	〒 311-3494 東茨城郡小川町百里 1 7 0 番地	(0299)-52-1331 内線 2 2 3 1 (当直 2 2 1 5)
栃 木	陸 自	全 域	第 1 2 特科隊長 (第 3 科)	〒 321-0145 宇都宮市茂原 1 - 5 - 4 5	(028)653-1551 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	横須賀地方總監 (第 3 幕僚室)	〒 238-0046 横須賀市西逸見町 1 丁目無番地	(046)822-3500 内線 2 5 4 3 (当直 2 2 2 2)
	空 自	全 域	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒 350-1394 狭山市稲荷山 2 - 3	(042)953-6131 内線 2 2 3 3 (当直 2 2 0 4)
群 馬	陸 自	全 域	第 1 2 旅団長 (第 3 部)	〒 370-3594 群馬県北群馬郡榛東村大字新井 1 0 1 7 - 2	(0279)54-2011 内線 2 3 4 (当直 2 0 8)
	海 自	全 域	横須賀地方總監 (第 3 幕僚室)	〒 238-0046 横須賀市西逸見町 1 丁目無番地	(046)822-3500 内線 2 5 4 3 (当直 2 2 2 2)
	空 自	全 域	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒 350-1394 狭山市稲荷山 2 - 3	(042)953-6131 内線 2 2 3 3 (当直 2 2 0 4)
埼 玉	陸 自	全 域	第 3 2 普通科連隊長 (第 3 科)	〒 331-8550 さいたま市日進町 1 丁目	(048)663-4241 内線 4 3 6 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	横須賀地方總監 (第 3 幕僚室)	〒 238-0046 横須賀市西逸見町 1 丁目無番地	(046)822-3500 内線 2 5 4 3 (当直 2 2 2 2)
	空 自	全 域	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒 350-1394 狭山市稲荷山 2 - 3	(042)953-6131 内線 2 2 3 3 (当直 2 2 0 4)

- 1 連絡窓口欄の括弧内は連絡窓口の部局を示しています。
- 2 課業外は電話番号欄の当直に連絡して下さい。

都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表（５／１４）

区 分	地域等	連 絡 窓 口	所 在 地	電話番号
千 葉	陸 自	全 域	第 1 空挺団長 (第 3 科)	〒 274-0077 船橋市薬園台 3 丁目 2 0 - 1 (047)466-2141 内線 2 3 1 (当直 3 0 1)
	海 自	全 域	横須賀地方總監 (第 3 幕僚室)	〒 238-0046 横須賀市西逸見町 1 丁目無番地 (046)822-3500 内線 2 5 4 3 (当直 2 2 2 2)
			教育航空集団司令官 (運用幕僚部) 下総教育航空群司令 (司令部)	〒 277-8661 東葛飾郡沼南町藤ヶ谷 (0471)91-2321 教育航空集団 内線 2 4 2 4 下総教育航空群 内線 2 2 1 3 (当直 2 2 2 0)
			第 2 1 航空群司令 (司令部)	〒 294-8501 館山市宮城無番地 (0470)22-3191 内線 2 1 3 (当直 2 2 2)
	空 自	全 域	第 1 補給処長 (企画課)	〒 292-0061 木更津市岩根 1 - 4 - 1 (0438)41-1111 内線 3 0 3 (当直 2 2 5)
東 京	陸 自	全 域	第 1 師団長 (第 3 部)	〒 179-8523 東京都練馬区北町 4 - 1 - 1 (03)3933-1161 内線 2 3 8 (当直 2 0 7)
	海 自	全 域	横須賀地方總監 (第 3 幕僚室)	〒 238-0046 横須賀市西逸見町 1 丁目無番地 (046)822-3500 内線 2 5 4 3 (当直 2 2 2 2)
	空 自	全 域	航空総隊司令官 (防衛部)	〒 183-8521 府中市浅間町 1 - 5 - 5 (042)362-2971 内線 2 3 2 1 (当直 2 2 0 4)
神奈川	陸 自	全 域	第 3 1 普通科連隊長 (第 3 科)	〒 238-0393 横須賀市御幸浜 1 番 1 号 (0468)56-1291 内線 6 3 4 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	横須賀地方總監 (第 3 幕僚室)	〒 238-0046 横須賀市西逸見町 1 丁目無番地 (046)822-3500 内線 2 5 4 3 (当直 2 2 2 2)
			航空集団司令官 (運用幕僚部) 第 4 航空群司令 (作戦幕僚部)	〒 252-1101 綾瀬市無番地 (0467)78-8611 航空集団 内線 4 4 3 3 (当直 4 4 2 5) 第 4 航空群 内線 2 2 4 1 (当直 2 2 2 2)
	空 自	全 域	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒 350-1394 狭山市稲荷山 2 - 3 (042)953-6131 内線 2 2 3 3 (当直 2 2 0 4)

1 連絡窓口欄の括弧内は連絡窓口の部局を示しています。

2 課業外は電話番号欄の当直に連絡して下さい。

都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表（ 6 / 1 4 ）

区 分		地域等	連 絡 窓 口	所 在 地	電話番号
新 潟	陸 自	県 北	第 3 0 普通科連隊長 （ 第 3 科 ）	〒 957-8530 新発田市大手町 6 - 4 - 1 6	(0254)22-3151 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
		県 南	第 5 施設群長 （ 第 3 科 ）	〒 943-8501 上越市城南町 3 - 7 - 1	(0255)23-5117 内線 4 2 9 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	舞鶴地方総監 （ 第 3 幕僚室 ）	〒 625-8510 舞鶴市字余部下 1 1 9 0	(0773)62-2250 内線 2 2 2 2 2 2 2 3
	空 自	全 域	中部航空方面隊司令 官 （ 防衛部 ）	〒 350-1394 狭山市稲荷山 2 - 3	(042)953-6131 内線 2 2 3 3 (当直 2 2 0 4)
山 梨	陸 自	全 域	第 1 特科隊長 （ 第 3 係 ）	〒 401-0593 南都留郡忍野村忍草 3 0 9 3	(0555)84-3135 内線 2 3 8 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	横須賀地方総監 （ 第 3 幕僚室 ）	〒 238-0046 横須賀市西逸見町 1 丁目無 番地	(046)822-3500 内線 2 5 4 3 (当直 2 2 2 2)
	空 自	全 域	中部航空方面隊司令 官 （ 防衛部 ）	〒 350-1394 狭山市稲荷山 2 - 3	(042)953-6131 内線 2 2 3 3 (当直 2 2 0 4)
長 野	陸 自	全 域	第 1 3 普通科連隊長 （ 第 3 科 ）	〒 390-8508 松本市高宮西 1 - 1	(0263)26-2766 内線 2 3 5 (当直 3 0 1)
	海 自	全 域	横須賀地方総監 （ 第 3 幕僚室 ）	〒 238-0046 横須賀市西逸見町 1 丁目無 番地	(046)822-3500 内線 2 5 4 3 (当直 2 2 2 2)
	空 自	全 域	中部航空方面隊司令 官 （ 防衛部 ）	〒 350-1394 狭山市稲荷山 2 - 3	(042)953-6131 内線 2 2 3 3 (当直 2 2 0 4)
静 岡	陸 自	全 域	第 3 4 普通科連隊長 （ 第 3 科 ）	〒 412-8634 御殿場市板妻 4 0 - 1	(0550)89-1310 内線 2 3 5 (当直 2 7 0)
	海 自	全 域	横須賀地方総監 （ 第 3 幕僚室 ）	〒 238-0046 横須賀市西逸見町 1 丁目無 番地	(046)822-3500 内線 2 5 4 3 (当直 2 2 2 2)
	空 自	全 域	航空教育集团司令官 （ 教育部 ）	〒 432-8551 浜松市西山町無番地	(053)472-1111 内線 2 3 6 2 (当直 2 2 0 4)

- 1 連絡窓口欄の括弧内は連絡窓口の部局を示しています。
- 2 課業外は電話番号欄の当直に連絡して下さい。

都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表（ 7 / 1 4 ）

区 分		地域等	連 絡 窓 口	所 在 地	電話番号
富 山	陸 自	全 域	第 1 4 普通科連隊長 （ 第 3 科 ）	〒 921-8520 金沢市野田町 1 - 8	(076)241-2171 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	舞鶴地方總監 （ 第 3 幕僚室 ）	〒 625-8510 舞鶴市字余部下 1 1 9 0	(0773)62-2250 内線 2 2 2 2 2 2 2 3
	空 自	全 域	第 6 航空団司令 （ 防衛部 ）	〒 923-8586 小松市向本折町戊 2 6 7	(0761)22-2101 内線 2 3 1 (当直 2 2 5)
石 川	陸 自	全 域	第 1 4 普通科連隊長 （ 第 3 科 ）	〒 921-8520 金沢市野田町 1 - 8	(076)241-2171 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	舞鶴地方總監 （ 第 3 幕僚室 ）	〒 625-8510 舞鶴市字余部下 1 1 9 0	(0773)62-2250 内線 2 2 2 2 2 2 2 3
	空 自	全 域	第 6 航空団司令 （ 防衛部 ）	〒 923-8586 小松市向本折町戊 2 6 7	(0761)22-2101 内線 2 3 1 (当直 2 2 5)
福 井	陸 自	全 域	第 1 4 普通科連隊長 （ 第 3 科 ）	〒 921-8520 金沢市野田町 1 - 8	(076)241-2171 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	舞鶴地方總監 （ 第 3 幕僚室 ）	〒 625-8510 舞鶴市字余部下 1 1 9 0	(0773)62-2250 内線 2 2 2 2 2 2 2 3
	空 自	全 域	第 6 航空団司令 （ 防衛部 ）	〒 923-8586 小松市向本折町戊 2 6 7	(0761)22-2101 内線 2 3 1 (当直 2 2 5)
岐 阜	陸 自	全 域	第 1 0 師団長 （ 第 3 部 ）	〒 463-8686 名古屋市守山区守山 3 - 1 2 - 1	(052)791-2191 内線 5 3 0 (当直 3 0 1)
	海 自	全 域	横須賀地方總監 （ 第 3 幕僚室 ）	〒 238-0046 横須賀市西逸見町 1 丁目無 番地	(046)822-3500 内線 2 5 4 3 (当直 2 2 2 2)
	空 自	全 域	第 2 補給処長 （ 企画課 ）	〒 504-8701 各務原市那加官有地無番地	(0583)82-1101 内線 2 6 8 2 (当直 2 2 2 5)
愛 知	陸 自	県西部	第 1 0 師団長 （ 第 3 部 ）	〒 463-8686 名古屋市守山区守山 3 - 1 2 - 1	(052)791-2191 内線 5 3 0 (当直 3 0 1)
		県東部	第 1 0 特科連隊長 （ 第 3 科 ）	〒 442-8602 豊川市穂ノ原 1 - 1	(0533)86-3151 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	横須賀地方總監 （ 第 3 幕僚室 ）	〒 238-0046 横須賀市西逸見町 1 丁目無 番地	(046)822-3500 内線 2 5 4 3 (当直 2 2 2 2)
	空 自	全 域	第 1 輸送航空隊司令 （ 防衛部 ）	〒 485-8652 小牧市春日寺 1 - 1	(0568)76-2191 内線 4 0 3 1 (当直 4 0 1 7)

1 連絡窓口欄の括弧内は連絡窓口の部局を示しています。

2 課業外は電話番号欄の当直に連絡して下さい。

都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表（ 8 / 1 4 ）

区 分		地域等	連 絡 窓 口	所 在 地	電話番号
三 重	陸 自	全 域	第 3 3 普通科連隊長 （第 3 科）	〒 514-1118 久居市新町 9 7 5	(059)255-3133 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	横須賀地方總監 （第 3 幕僚室）	〒 238-0046 横須賀市西逸見町 1 丁目無 番地	(046)822-3500 内線 2 5 4 3 (当直 2 2 2 2)
	空 自	全 域	中部航空方面隊司令 官 （防衛部）	〒 350-1394 狭山市稲荷山 2 - 3	(042)953-6131 内線 2 2 3 3 (当直 2 2 0 4)
滋 賀	陸 自	全 域	第 3 戦車大隊長 （第 3 係）	〒 520-1621 滋賀県高島郡今津町大字今 津字平郷 9 9 5	(0740)22-2581 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	舞鶴地方總監 （第 3 幕僚室）	〒 625-8510 舞鶴市字余部下 1 1 9 0	(0773)62-2250 内線 2 2 2 2 2 2 2 3
	空 自	全 域	中部航空方面隊司令 官 （防衛部）	〒 350-1394 狭山市稲荷山 2 - 3	(042)953-6131 内線 2 2 3 3 (当直 2 2 0 4)
京 都	陸 自	京都市及び大 山崎町以北	第 7 普通科連隊長 （第 3 科）	〒 620-8502 福知山市天田堀無番地	(0773)22-4141 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
		宇治市及び久 御山町及び八 幡市以南	第 4 施設団長 （第 3 科）	〒 611-0031 宇治市広野町風呂垣外 1 - 1	(0774)44-0001 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	舞鶴地方總監 （第 3 幕僚室）	〒 625-8510 舞鶴市字余部下 1 1 9 0	(0773)62-2250 内線 2 2 2 2 2 2 2 3
	空 自	全 域	中部航空方面隊司令 官 （防衛部）	〒 350-1394 狭山市稲荷山 2 - 3	(042)953-6131 内線 2 2 3 3 (当直 2 2 0 4)
奈 良	陸 自	全 域	第 4 施設団長 （第 3 科）	〒 611-0031 宇治市広野町風呂垣外 1 - 1	(0774)44-0001 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	呉地方總監 （第 3 幕僚室）	〒 737-8554 呉市幸町 8 - 1	(0823)22-5511 内線 2 2 2 4 (当直 2 2 2 2)
	空 自	全 域	幹部候補生学校長 （教務課）	〒 630-8522 奈良市法華寺町 1 5 7 8	(0742)33-3951 内線 2 1 1 (当直 2 2 5)
大 阪	陸 自	全 域	第 3 師団長 （第 3 部）	〒 664-0014 伊丹市広畑 1 - 1	(0727)81-0021 内線 3 3 3 (当直 3 0 1)
	海 自	全 域	呉地方總監 （第 3 幕僚室）	〒 737-8554 呉市幸町 8 - 1	(0823)22-5511 内線 2 2 2 4 (当直 2 2 2 2)
	空 自	全 域	中部航空方面隊司令 官 （防衛部）	〒 350-1394 狭山市稲荷山 2 - 3	(042)953-6131 内線 2 2 3 3 (当直 2 2 0 4)

1 連絡窓口欄の括弧内は連絡窓口の部局を示しています。

2 課業外は電話番号欄の当直に連絡して下さい。

都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表（ 9 / 1 4 ）

区 分	地域等	連 絡 窓 口	所 在 地	電話番号
兵 庫	陸 自	川西市、伊丹市、尼崎市、宝塚市、西宮市、芦屋市、三田市、猪名川町	第 3 師団長 （第 3 部）	〒 664-0014 伊丹市広畑 1 - 1 (0727)81-0021 内線 3 3 3 (当直 3 0 1)
		川西市、伊丹市、尼崎市、宝塚市、西宮市、芦屋市、三田市、猪名川町をのぞく地域	第 3 特科連隊長 （第 3 科）	〒 670-0881 姫路市峰南町 1 - 7 0 (0792)22-4001 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
	海 自	豊岡市、城崎郡、美方郡、出石郡を除く	呉地方総監 （第 3 幕僚室）	〒 737-8554 呉市幸町 8 - 1 (0823)22-5511 内線 2 2 2 4 (当直 2 2 2 2)
		豊岡市、城崎郡、美方郡、出石郡	舞鶴地方総監 （第 3 幕僚室）	〒 625-8510 舞鶴市字余部下 1 1 9 0 (0773)62-2250 内線 2 2 2 2 2 2 2 3
		全 域	阪神基地隊司令 （警備科）	〒 658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町 3 7 (078)441-1001 内線 2 3 0 (当直 2 2 0)
	空 自	全 域	中部航空方面隊司令官 （防衛部）	〒 350-1394 狭山市稲荷山 2 - 3 (042)953-6131 内線 2 2 3 3 (当直 2 2 0 4)
和歌山	陸 自	全 域	第 3 7 普通科連隊長 （第 3 科）	〒 594-8502 大阪府和泉市伯太町官有地 (0725)41-0090 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	呉地方総監 （第 3 幕僚室）	〒 737-8554 呉市幸町 8 - 1 (0823)22-5511 内線 2 2 2 4 (当直 2 2 2 2)
	空 自	全 域	中部航空方面隊司令官 （防衛部）	〒 350-1394 狭山市稲荷山 2 - 3 (042)953-6131 内線 2 2 3 3 (当直 2 2 0 4)
鳥 取	陸 自	全 域	第 8 普通科連隊長 （第 3 科）	〒 683-0853 鳥取県米子市両三柳 2 6 0 3 (0859)29-2161 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	舞鶴地方総監 （第 3 幕僚室）	〒 625-8510 舞鶴市字余部下 1 1 9 0 (0773)62-2250 内線 2 2 2 2 2 2 2 3
	空 自	全 域	第 3 輸送航空隊司令 （防衛部）	〒 684-0053 境港市小篠津町 2 2 5 8 (0859)45-0211 内線 2 3 1 (当直 2 2 5)

1 連絡窓口欄の括弧内は連絡窓口の部局を示しています。

2 課外は電話番号欄の当直に連絡して下さい。

都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表（１０／１４）

区 分		地域等	連 絡 窓 口	所 在 地	電話番号
島 根	陸 自	全 域	第 1 3 偵察隊長 (幹部室)	〒 693-0052 出雲市松寄下町 1 1 4 2 - 1	(0853)21-1045 内線 2 2 2 (当直 2 0 2)
	海 自	全 域	舞鶴地方總監 (第 3 幕僚室)	〒 625-8510 舞鶴市字余部下 1 1 9 0	(0773)62-2250 内線 2 2 2 2 2 2 2 3
	空 自	全 域	第 3 輸送航空隊司令 (防衛部)	〒 684-0053 境港市小篠津町 2 2 5 8	(0859)45-0211 内線 2 3 1 (当直 2 2 5)
岡 山	陸 自	全 域	第 1 3 特科隊長 (第 3 科)	〒 708-1393 岡山県勝田郡奈義町滝本	(0868)36-5151 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	呉地方總監 (第 3 幕僚室)	〒 737-8554 呉市幸町 8 - 1	(0823)22-5511 内線 2 2 2 4 (当直 2 2 2 2)
	空 自	全 域	西部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒 816-0804 春日市原町 3 - 1 - 1	(092)581-4031 内線 2 3 3 4 (当直 2 8 5 0)
広 島	陸 自	全 域	第 1 3 旅団長 (第 3 部)	〒 736-0053 広島県安芸郡海田町寿町 2 - 1	(082)822-3101 内線 2 6 0 (当直 3 0 1)
	海 自	全 域	呉地方總監 (第 3 幕僚室)	〒 737-8554 呉市幸町 8 - 1	(0823)22-5511 内線 2 2 2 4 (当直 2 2 2 2)
		江田島町、大柿町、能美町、沖美町	第 1 術科学校 (総務課)	〒 737-2195 安芸郡江田島町	(0823)42-1211 内線 2 0 0 9 (当直 2 2 2 2)
	空 自	全 域	西部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒 816-0804 春日市原町 3 - 1 - 1	(092)581-4031 内線 2 3 3 4 (当直 2 8 5 0)

1 連絡窓口欄の括弧内は連絡窓口の部局を示しています。

2 課業外は電話番号欄の当直に連絡して下さい。

都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表（ 1 1 / 1 4 ）

区 分	地域等	連 絡 窓 口	所 在 地	電話番号
山 口	陸 自	全 域	第 1 7 普通科連隊長 (第 3 科)	〒 753-8503 山口市大字上宇野令 7 8 4 (0839)22-2281 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
	海 自	山口市、光市、下松市、徳山市、防府市、岩国市、玖珂郡、熊毛郡、大島郡、都濃郡、佐波郡、吉敷郡	呉地方總監 (第 3 幕僚室)	〒 737-8554 呉市幸町 8 - 1 (0823)22-5511 内線 2 2 2 4 (当直 2 2 2 2)
		山口市、光市、下松市、徳山市、防府市、岩国市、玖珂郡、熊毛郡、大島郡、都濃郡、佐波郡、吉敷郡を除く	佐世保地方總監 (第 3 幕僚室)	〒 857-0056 佐世保市平瀬町無番町 (0956)23-7111 内線 3 2 2 5 (当直 3 2 2 2)
		全 域	第 3 1 航空群司令 (司令部)	〒 740-8555 岩国市三角町 2 丁目 (0827)22-3181 内線 2 1 3 (当直 2 2 0)
			小月教育航空群司令 (司令部)	〒 750-1196 下関市松屋本町 3 - 2 - 1 (0832)82-1180 内線 2 1 3 (当直 2 2 3)
			下関基地隊司令 (警備科)	〒 759-6592 下関市永田本町 4 - 8 - 1 (0832)86-2323 内線 2 3 0 (当直 2 8 0)
	空 自	全 域	第 1 2 飛行教育団司令 (教育部)	〒 747-8567 防府市田島無番地 (0835)22-1950 内線 2 3 1 (当直 2 2 5)
徳 島	陸 自	全 域	第 2 混成団長 (第 3 科)	〒 765-8502 善通寺市南町 2 丁目 1 - 1 (0877)62-2311 内線 2 3 4 (当直 2 0 8)
	海 自	全 域	呉地方總監 (第 3 幕僚室)	〒 737-8554 呉市幸町 8 - 1 (0823)22-5511 内線 2 2 2 4 (当直 2 2 2 2)
			徳島教育航空群司令 (司令部)	〒 771-0292 板野郡松茂町住吉字住吉開拓 3 8 (088)699-5111 内線 3 2 1 3 (当直 3 2 2 2)
			小松島航空隊司令 (幕僚室)	〒 773-8601 小松島市和田島町字州端 4 - 3 (08853)7-2111 内線 2 1 3 (当直 2 0 5)
	空 自	全 域	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒 350-1394 狭山市稲荷山 2 - 3 (042)953-6131 内線 2 2 3 3 (当直 2 2 0 4)

- 1 連絡窓口欄の括弧内は連絡窓口の部局を示しています。
2 課外は電話番号欄の当直に連絡して下さい。

都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表（１２／１４）

区 分		地域等	連 絡 窓 口	所 在 地	電話番号
香 川	陸 自	全 域	第２混成団長 (第３科)	〒 765-8502 善通寺市南町２丁目１－１	(0877)62-2311 内線２３４ (当直２０８)
	海 自	全 域	呉地方總監 (第３幕僚室)	〒 737-8554 呉市幸町８－１	(0823)22-5511 内線２２２４ (当直２２２２)
	空 自	全 域	中部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒 350-1394 狭山市稻荷山２－３	(042)953-6131 内線２２３３ (当直２２０４)
愛 媛	陸 自	全 域	第２混成団 特科大隊長(第３係)	〒 791-0298 松山市南梅本町乙の１１５	(089)975-0911 内線２３５ (当直３０２)
	海 自	全 域	呉地方總監 (第３幕僚室)	〒 737-8554 呉市幸町８－１	(0823)22-5511 内線２２２４ (当直２２２２)
	空 自	全 域	西部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒 816-0804 春日市原町３－１－１	(092)581-4031 内線２３３４ (当直２８５０)
高 知	陸 自	全 域	第２混成団 施設隊長(隊本部)	〒 781-5331 高知県香美郡香我美町岸本 ４６９－１	(08875)5-3171 内線２３０ (当直３０２)
	海 自	全 域	呉地方總監 (第３幕僚室)	〒 737-8554 呉市幸町８－１	(0823)22-5511 内線２２２４ (当直２２２２)
	空 自	全 域	西部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒 816-0804 春日市原町３－１－１	(092)581-4031 内線２３３４ (当直２８５０)
福 岡	陸 自	福岡市周辺	第４師団長 (第３部)	〒 816-8666 春日市大和町５－１２	(092)591-1020 内線５２３３ (当直５５５０)
		筑豊地区	第２高射特科団長 (第３科)	〒 820-8607 飯塚市大字津島２８２	(0948)22-7651 内線２３３ (当直３０２)
		小郡地区	第５施設団長 (第３科)	〒 838-0193 小郡市小郡２２７７	(0942)72-3161 内線２３６ (当直３０２)
		筑後地区	第４特科連隊長 (第３科)	〒 839-8504 久留米市国分町１００	(0942)43-5391 内線３５４ (当直３０２)
		北九州市周辺	第４０普通科連隊長 (第３科)	〒 802-8567 北九州市小倉南区北方５－ １－１	(093)962-7681 内線２３３ (当直３０２)
	海 自	全 域	佐世保地方總監 (第３幕僚室)	〒 857-0056 佐世保市平瀬町無番町	(0956)23-7111 内線３２２５ (当直３２２２)
	空 自	全 域	西部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒 816-0804 春日市原町３－１－１	(092)581-4031 内線２３３４ (当直２８５０)

- 連絡窓口欄の括弧内は連絡窓口の部局を示しています。
- 課業外は電話番号欄の当直に連絡して下さい。

都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表（ 1 3 / 1 4 ）

区 分	地域等	連 絡 窓 口	所 在 地	電話番号
佐 賀	陸 自	鳥栖市周辺を除く地域	第 4 特科連隊長 (第 3 科)	〒 839-8504 久留米市国分町 1 0 0 (0942)43-5391 内線 3 5 4 (当直 3 0 2)
		鳥栖市周辺	九州補給処長 (企画室防衛班)	〒 842-0032 佐賀県神埼郡三田川町大字 立野 7 (0952)52-2161 内線 2 0 7 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	佐世保地方総監 (第 3 幕僚室)	〒 857-0056 佐世保市平瀬町無番町 (0956)23-7111 内線 3 2 2 5 (当直 3 2 2 2)
	空 自	全 域	西部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒 816-0804 春日市原町 3 - 1 - 1 (092)581-4031 内線 2 3 3 4 (当直 2 8 5 0)
長 崎	陸 自	対馬地区を除く地域	第 1 6 普通科連隊長 (第 3 科)	〒 856-8516 大村市西乾馬場町 4 1 6 (0957)52-2131 内線 2 3 5 (当直 3 0 2)
		対馬地区	対馬警備隊長 (第 3 係)	〒 817-0005 長崎県下県郡厳原町棧原 3 8 (09205)2-0791 内線 2 3 3 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	佐世保地方総監 (第 3 幕僚室)	〒 857-0056 佐世保市平瀬町無番町 (0956)23-7111 内線 3 2 2 5 (当直 3 2 2 2)
			第 2 2 航空群司令 (司令部)	〒 856-8585 大村市今津町 1 0 番地 (0957)52-3131 内線 2 1 3 (当直 2 2 2)
	空 自	全 域	西部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒 816-0804 春日市原町 3 - 1 - 1 (092)581-4031 内線 2 3 3 4 (当直 2 8 5 0)
熊 本	陸 自	全 域	第 8 師団長 (第 3 部)	〒 860-8529 熊本市八景水谷 2 丁目 1 7 - 1 (096)343-3141 内線 2 1 4 (当直 2 0 4)
	海 自	全 域	佐世保地方総監 (第 3 幕僚室)	〒 857-0056 佐世保市平瀬町無番町 (0956)23-7111 内線 3 2 2 5 (当直 3 2 2 2)
	空 自	全 域	西部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒 816-0804 春日市原町 3 - 1 - 1 (092)581-4031 内線 2 3 3 4 (当直 2 8 5 0)
大 分	陸 自	大分北部	第 4 1 普通科連隊長 (第 3 科)	〒 874-0849 別府市大字鶴見 4 5 4 8 - 1 4 3 (0977)22-4311 内線 2 3 0 (当直 3 0 2)
		大分南部	西部方面特科隊長 (第 3 科)	〒 879-5195 大分県大分郡湯布院町大字 川上 9 4 1 (0977)84-2111 内線 2 3 7 (当直 3 0 2)
		大分西部	第 4 戦車大隊長 (第 3 係)	〒 879-4498 大分県玖珠郡玖珠町大字帆 足 2 4 9 4 (0937)2-1116 内線 2 3 6 (当直 3 0 2)

1 連絡窓口欄の括弧内は連絡窓口の部局を示しています。

2 課業外は電話番号欄の当直に連絡して下さい。

都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表（１４／１４）

区 分		地域等	連 絡 窓 口	所 在 地	電話番号
大 分	海 自	全 域	呉地方総監 (第３幕僚室)	〒 737-8554 呉市幸町 8 - 1	(0823)22-5511 内線 2 2 2 4 (当直 2 2 2 2)
	空 自	全 域	西部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒 816-0804 春日市原町 3 - 1 - 1	(092)581-4031 内線 2 3 3 4 (当直 2 8 5 0)
宮 崎	陸 自	宮崎北部・南 西部	第 2 4 普通科連隊長 (第 3 科)	〒 889-4314 えびの市大字大河平 4 4 5 5 - 1	(0984)33-3904 内線 2 3 7 (当直 3 0 2)
		宮崎中南部	第 4 3 普通科連隊長 (第 3 科)	〒 885-0086 都城市久保原町 1 街区 1 2 号	(0986)23-3944 内線 2 3 7 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	呉地方総監 (第３幕僚室)	〒 737-8554 呉市幸町 8 - 1	(0823)22-5511 内線 2 2 2 4 (当直 2 2 2 2)
	空 自	全 域	第 5 航空団司令 (防衛部)	〒 889-1492 児湯郡新富町新田 1 9 5 8 1 番地	(0983)35-1121 内線 5 2 3 1 (当直 5 2 2 5)
鹿 児 島	陸 自	全 域	第 1 2 普通科連隊長 (第 3 科)	〒 899-4392 国分市福島 2 丁目 4 - 1 4	(0995)46-0350 内線 2 3 7 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	佐世保地方総監 (第３幕僚室)	〒 857-0056 佐世保市平瀬町無番町	(0956)23-7111 内線 3 2 2 5 (当直 3 2 2 2)
			第 1 航空群司令 (司令部)	〒 893-8510 鹿屋市西原 3 - 1 1 - 2	(0994)43-3111 内線 2 2 1 3 (当直 2 2 2 2)
	空 自	全 域	西部航空方面隊司令 官 (防衛部)	〒 816-0804 春日市原町 3 - 1 - 1	(092)581-4031 内線 2 3 3 4 (当直 2 8 5 0)
沖 縄	陸 自	全 域	第 1 混成団長 (第 3 科)	〒 901-0192 那覇市鏡水 6 7 9	(098)857-1155 内線 2 3 3 (当直 3 0 2)
	海 自	全 域	佐世保地方総監 (第３幕僚室)	〒 857-0056 佐世保市平瀬町無番町	(0956)23-7111 内線 3 2 2 5 (当直 3 2 2 2)
			第 5 航空群司令 (司令部)	〒 901-0193 那覇市字当間 2 5 2	(098)857-1191 内線 5 2 1 3 (当直 5 2 4 6)
			沖縄基地隊司令 (警備科)	〒 904-2314 中頭郡勝連町字平敷屋 1 9 2 0	(098)978-2342 内線 2 3 0 (当直 2 4 4)
	空 自	全 域	南西航空混成団司令 (防衛部)	〒 901-0194 那覇市字当間 3 0 1	(098)857-1191 内線 2 2 3 6 (当直 2 2 0 4)

- 連絡窓口欄の括弧内は連絡窓口の部局を示しています。
- 課業外は電話番号欄の当直に連絡して下さい。

防衛庁防災業務計画新旧対照表

(下線部が変更部分)

新	旧
第一～第二 略	第一～第二 略
第四 大規模災害時の措置 1 内閣、非常災害対策本部等に対する輸送協力等 (1) 大規模な災害が発生した場合、別に定める申合せに基づき、政府調査団のメンバーとして派遣される非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「非常本部等」という。）の現地対策本部員に指名された者を、航空機等により輸送する。 (2) 首都直下型等大規模地震が発生した場合、別に定める申合せに基づき、内閣の初動体制の確立を支援するため、内閣総理大臣、内閣総理大臣の臨時代理となり得る閣僚、内閣官房長官及び防災担当大臣をヘリコプター等により輸送する。 (3) 南関東地域において大地震が発生した場合、別に定める申合せにより、災害対策関係省庁の防災担当職員の非常参集のため、航空機等により輸送協力を行う。 また、防衛庁中央指揮所に非常本部等及びその事務局を設置する場合には、市ヶ谷庁舎等への立ち入り等において、可能な限りの便宜を図るものとする。 さらに、立川広域防災基地内に非常本部等及びその事務局を設置する場合には、別に定める申合せに基づき、航空機等により輸送協力を行う。	第四 大規模災害時の措置 1 内閣、非常災害対策本部等に対する輸送協力等 (1) 大規模な災害が発生した場合、別に定める申合せに基づき、政府調査団のメンバーとして派遣される非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「非常本部等」という。）の現地対策本部員に指名された者を、航空機等により輸送する。 (2) 首都直下型等大規模地震が発生した場合、別に定める申合せに基づき、内閣の初動体制の確立を支援するため、内閣総理大臣及び内閣総理大臣の臨時代理となり得る国務大臣をヘリコプター等により輸送する。 (3) 南関東地域において大地震が発生した場合、別に定める申合せにより、災害対策関係省庁の防災担当職員の非常参集のため、航空機等により輸送協力を行う。 また、防衛庁中央指揮所に非常本部等及びその事務局を設置する場合には、市ヶ谷庁舎等への立ち入り等において、可能な限りの便宜を図るものとする。 さらに、立川広域防災基地内に非常本部等及びその事務局を設置する場合には、別に定める申合せに基づき、航空機等により輸送協力を行う。
2 非常本部等への連絡員の派遣及び対策本部等の設置等 (1) 災害の発生に際しては、必要に応じて、別に定めるところにより、運用局に災害対策室（室長：運用局長）又は災害対策連絡室（室長：運用局運用課長）を設置するものとする。 (2) 内閣府に非常本部等が設置された場合には、原則として内部部局、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部又は統合幕僚会議事務局（陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊のいずれか2以上の自衛隊の部隊等を同時に同一地区に派遣した場合に限る。）（以下「内部部局等」という。）から非常本部等に連絡員（本部事務局員を含む。）を派遣するものとし、当該本部に現地対策本部が設置された場合には、原則として大規模震災災害派遣実施部隊又はその他指定部隊等（必要に応じ内部部局等）から同本部に連絡員（本部要員を含む。）を派遣するものとする。 (3) 災害が大規模な場合その他特に必要があるときは、防衛庁本庁又は現地に災害対策本部を設	2 対策本部の設置及び現地連絡班の派遣 (1) 災害が大規模な場合その他特に必要があるときは、防衛庁本庁又は現地に災害対策本部を設

置する。当該本部の構成、運営要領等については別に定める。

- (4) 大規模な災害が発生し、多数の部隊等を同一地区に派遣した場合又は陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊のうちいずれか2以上の自衛隊の部隊等を同時に同一地区に派遣した場合において必要があるときは、内部部局等が独自に又は協議して現地連絡班を現地に派遣して、救援活動の効率化を図るとともに、派遣された現地連絡班は中央との連絡調整を行う。

3～4 <略>

第五 東海地震防災強化計画

1 地震防災派遣計画の作成

- (1) 統合幕僚会議は、第二―3―(2)の大規模震災災害派遣に関する計画のうち必要なものにおいて、長官より示された指針に従い、地震防災派遣に関する計画を作成するものとする。
- (2) 幕僚長は、第二―3―(3)の大規模震災災害派遣に関する計画のうち必要なものにおいて、長官より示された指針に従い、統合幕僚会議が作成した地震防災派遣に関する計画に準拠して陸上、海上又は航空自衛隊の地震防災派遣に関する計画を作成するものとする。
- (3) 防災派遣実施部隊の長は、(1)及び(2)の地震防災派遣に関する計画に基づき、地震防災派遣に関する計画を作成するものとする。

2 地震に関する情報等の収集及び伝達

- (1) 東海地震観測情報及び東海地震注意情報については、内部部局が気象庁から収集し防衛庁内の所要の機関へ伝達するものとする。
- (2) 地震予知情報等については、防衛庁東海地震災害警戒本部の設置前においては内部部局が、当該本部の設置以後においては同本部が、大規模地震対策特別措置法第10条の規定により設置される地震災害警戒本部から収集し、防衛庁内の所要の機関へ伝達するものとする。

3 東海地震注意情報が発表された場合の措置

- (1) 気象庁が東海地震注意情報を発表した場合、内部部局等においては、担当職員が速やかに参集するとともに、運用局に防衛庁災害対策室（室長：運用局長）を設置し、必要な情報収集・連絡等が行える態勢を確立するものとする。また、防災派遣実施部隊の長及び別に定める「東海地震」の災害派遣計画により発災後の災害派遣を実施することとなる部隊等の長（以下第五にお

置する。当該本部の構成、運営要領等については別に定める。

- (2) 大規模な災害が発生し、多数の部隊等を同一地区に派遣した場合又は陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊のうちいずれか2以上の自衛隊の部隊等を同時に同一地区に派遣した場合において必要があるときは、内部部局、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部又は統合幕僚会議事務局（2以上の自衛隊の部隊等を同時に同一地区に派遣した場合）が独自に又は協議して現地連絡班を現地に派遣して、救援活動の効率化を図るとともに、派遣された現地連絡班は中央との連絡調整を行う。

3～4 <略>

第五 東海地震防災強化計画

1 地震防災派遣計画の作成

- (1) 統合幕僚会議は、3(2)の大規模震災災害派遣に関する計画のうち必要なものにおいて、長官より示された指針に従い、地震防災派遣に関する計画を作成するものとする。
- (2) 幕僚長は、3(3)の大規模震災災害派遣に関する計画のうち必要なものにおいて、長官より示された指針に従い、統合幕僚会議が作成した地震防災派遣に関する計画に準拠して陸上、海上又は航空自衛隊の地震防災派遣に関する計画を作成するものとする。
- (3) 防災派遣実施部隊の長は、(1)及び(2)の地震防災派遣に関する計画に基づき、地震防災派遣に関する計画を作成するものとする。

3 地震に関する情報等の収集及び伝達

- (1) 地震防災対策強化地域判定会（54. 8. 7 気象庁長官通達。以下「判定会」という。）の招集に関する情報については、内部部局が気象庁から収集し防衛庁内の所要の機関へ伝達するものとする。
- (2) 地震予知情報等については、防衛庁東海地震災害警戒本部の設置前においては内部部局が、当該本部の設置以後においては同本部が、大規模地震対策特別措置法第10条の規定により設置される地震災害警戒本部から収集し、防衛庁内の所要の機関へ伝達するものとする。

いて「災害派遣実施部隊等の長」という。)は、別に定める計画に準拠し、所要の警戒態勢をとるものとする。

- (2) 政府としての準備行動の開始の必要性が確認された場合、防災派遣部隊の長及び災害派遣実施部隊等の長は、長官の指示により、別に定める計画に準拠し、当該部隊等の所在地において、派遣準備を実施するものとする。

4 地震災害警戒本部の設置

大規模地震対策特別措置法第9条の規定により警戒宣言が発せられたときは、防衛庁本庁に長官を本部長とする東海地震災害警戒本部を設置するものとする。当該本部の構成、運営要領等については別に定める。

5 地震防災派遣の実施

- (1) 防災派遣実施部隊の長は、警戒宣言が発せられたときは、長官の命令により、別に定める計画に準拠し、必要な部隊等の東海地震に係る地震防災対策強化地域及びその周辺地域への移動等、派遣準備を実施するものとする。

- (2) 防災派遣実施部隊の長は、長官の命令により、別に定める計画に準拠し、地震防災派遣を実施するものとする。

- (3) 地震防災派遣の実施に関し、長官は警戒本部長と、防災派遣実施部隊の長は現地警戒本部長及び関係機関特に強化地域指定都県知事と、それぞれ密接に連絡調整するものとする。

- (4) (3)に係る連絡調整を円滑に行うため、警戒本部においては内部部局等から連絡員(本部事務局員を含む。)を派遣し、現地警戒本部においては防災派遣実施部隊(必要に応じ内部部局等)から連絡員(本部要員を含む。)を派遣するものとする。また、強化地域指定都県においては、強化地域指定都県の地震災害警戒本部の本部長たる方面総監又はその指名する部隊等の長が、自衛隊と当該指定都県との連絡調整の任に当たるものとし、海上自衛隊又は航空自衛隊の防災派遣実施部隊の長は、必要に応じ当該本部に連絡員を派遣するものとする。

- (5) 防災派遣実施部隊の長は、長官の命令により、地震防災派遣を終了するものとする。

- (6) 地震防災派遣時に実施する支援活動の具体的内容は概ね次のとおりとする。

ア 避難のために必要な情報の伝達

警戒宣言が発せられたときは、津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等における避難の実施を支援するため、住民等に避難のために必要な連絡事項を伝達する。

イ 情報の収集

警戒宣言が発せられた後における関係機関の地震防災応急対策の実施状況その他警戒宣言が発せられた後の諸般の状況に関し、航空機等により必要な情報を収集する。

2 地震災害警戒本部の設置

大規模地震対策特別措置法第9条の規定により警戒宣言が発せられたときは、防衛庁に長官を本部長とする東海地震災害警戒本部を設置するものとする。当該本部の構成、運営要領等については別に定める。

4 地震防災派遣の実施

- (1) 防災派遣実施部隊の長は、第四-2-(1)により判定会の招集に関する情報を入手したときは、所要の警戒態勢をとるとともに警戒宣言が発せられたときは、長官の命令により、派遣準備を実施するものとする。

- (2) 防災派遣実施部隊の長は、長官の命令により、別に定める計画に準拠し、地震防災派遣を実施するものとする。

- (3) 地震防災派遣の実施に関し、長官は警戒本部長と、防災派遣実施部隊の長は関係機関特に強化地域指定都県知事と、それぞれ密接に連絡調整するものとする。この場合、強化地域指定都県の地震災害警戒本部の本部長たる方面総監又はその指名する部隊等の長は、自衛隊と当該指定都県との連絡調整の任に当たるものとし、海上自衛隊又は航空自衛隊の防災派遣実施部隊の長は、必要に応じ当該本部に連絡員を派遣するものとする。

- (4) 防災派遣実施部隊の長は、長官の命令により、地震防災派遣を終了するものとする。

- (5) 地震防災派遣時に実施する支援活動の具体的内容は概ね次のとおりとする。

ア 避難のために必要な情報の伝達

警戒宣言が発せられたときは、津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等における避難の実施を支援するため、住民等に避難のために必要な連絡事項を伝達する。

イ 情報の収集

警戒宣言が発せられた後における関係機関の地震防災応急対策の実施状況その他警戒宣言が発せられた後の諸般の状況に関し、航空機等により必要な情報を収集する。

ウ 人員及び物資の緊急輸送

地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため関係機関が人員及び物資を緊急に輸送する必要がある場合は、航空機等により当該人員及び物資を輸送する。

エ その他

警戒本部長から要請された事項について、必要な支援活動を行う。

6 災害派遣の準備

災害派遣実施部隊等の長は、警戒宣言が発せられたときは、長官の命令により、別に定める計画に準拠し、必要な部隊等の東海地震に係る地震防災対策強化地域周辺地域への移動等、派遣準備を実施するものとする。

7 防災応急対策の実施

(1) 強化地域内に所在する駐屯地等においては、当該駐屯地等における被害の発生の防止又は軽減及び当該駐屯地等外への被害の拡大の防止等を図るため、警戒宣言が発せられたときは、別に定める計画に従い、次に掲げる事項のうち必要なものについて防災応急対策を実施するものとする。

ア 大規模地震対策特別措置法第7条に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設等に準ずるものについての防災応急対策

イ 重要施設等の緊急保安措置等防災のための必要な応急対策

ウ 警戒宣言が発せられたときにおける隊員等の行動基準の明示

エ 状況に応じての避難住民等の駐屯地等への応急的収容

(2) 当該駐屯地等における施設等で弾薬庫、燃料貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設等特に危険度の高いものについては、平素から点検及び整備を行い、安全管理の徹底を図る。

8 地震防災派遣時の権限

地震防災派遣時の自衛官の権限行使については、自衛隊法及びこれに基づく訓令の規定による。

9 地震防災に関する教育訓練

(1) 国、地方公共団体等の主催する地震防災訓練に参加して、相互の能力の理解に努め、協同要領等について演練するとともに、所要の訓練を実施し、即応態勢の維持向上等を図る。

(2) 隊員に対し、それぞれの任務、役割等に応じた地震防災に関する教育を行う。

ウ 人員及び物資の緊急輸送

地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため関係機関が人員及び物資を緊急に輸送する必要がある場合は、航空機等により当該人員及び物資を輸送する。

エ その他

警戒本部長から要請された事項について、必要な支援活動を行う。

5 災害派遣の準備

別に定める「東海地震」の災害派遣計画により発災後の災害派遣を実施することとなる部隊等の長は、第4-2-(1)により判定会の招集に関する情報を入力したときは、所要の警戒態勢をとるとともに、警戒宣言が発せられたときは、長官の命令により、派遣準備を実施するものとする。

6 防災応急対策の実施

(1) 強化地域内に所在する駐屯地等においては、当該駐屯地等における被害の発生の防止又は軽減及び当該駐屯地等外への被害の拡大の防止等を図るため、警戒宣言が発せられたときは、別に定める計画に従い、次に掲げる事項のうち必要なものについて防災応急対策を実施するものとする。

ア 大規模地震対策特別措置法第7条に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設等に準ずるものについての防災応急対策

イ 重要施設等の緊急保安措置等防災のための必要な応急対策

ウ 警戒宣言が発せられたときにおける隊員等の行動基準の明示

エ 状況に応じての避難住民等の駐屯地等への応急的収容

(2) 当該駐屯地等における施設等で弾薬庫、燃料貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設等特に危険度の高いものについては、平素から点検及び整備を行い、安全管理の徹底を図る。

7 地震防災派遣時の権限

地震防災派遣時の自衛官の権限行使については、自衛隊法及びこれに基づく訓令の規定による。

8 地震防災に関する教育訓練

(1) 国、地方公共団体等の主催する地震防災訓練に参加して、相互の能力の理解に努め、協同要領等について演練するとともに、所要の訓練を実施し、即応態勢の維持向上等を図る。

(2) 隊員に対し、それぞれの任務、役割等に応じた地震防災に関する教育を行う。